

総務委員会資料

教育委員会

令和7年1月17日

1 報告事項

- (1) しまね教育振興ビジョン（案）について P 1
- (2) 江津地域の新設校開校準備委員会「I期中間まとめ」について P 74
- (3) 県立高校魅力化ビジョン後半5年間の「具体的な取組」（素案）について P 82
- (4) 県立高校一人一台貸出端末の卒業後の無償譲渡について P 93
- (5) 令和7年3月高校卒業予定者の就職内定状況（12月）について P 95
- (6) 中高生の全国スポーツ大会等での活躍について P 96

しまね教育振興ビジョン（案）について

1 策定経過等

令和6年3月18日 島根県総合教育審議会へ諮問

「今後を見通した島根県の教育の在り方について」

9月20日 答申

10月23日 素案を県議会へ報告

10月24日～11月25日 素案に対するパブリックコメント等を実施

2 パブリックコメント等の状況

(1) パブリックコメント 別紙1のとおり

意見者 7名

意見 16件

(2) 教育団体・教育関係者からの意見 別紙2のとおり

団体等 9団体等

意見 57件

3 しまね教育振興ビジョン（案）

別紙3のとおり

4 今後のスケジュール

令和7年3月 最終案を県議会へ報告

教育委員会会議で議決

パブリックコメントに対する県の考え方

対応区分

A:しまね教育振興ビジョン（案）へ反映したもの

B:ご意見の趣旨は、既にしまね教育振興ビジョン（素案）に盛り込まれているもの

C:今後の取組の参考とさせていただくもの

| NO. | 項目 | ご意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|------------|--|--|--------|
| 1 | ビジョン全体について | <p>全般に現状と課題では、島根の良さ、すばらしさが書かれず、課題（問題）ばかりが目立ち、課題山積しているような感じがします。</p> <p>前文でも、島根の良さは、「自然」「人と直接かかわれる」「ふるさと」などが何度も出てきますが、それ以外は文中に見出せません。</p> <p>人は、「良さ」からさらなる「強み」を見出し、他県にはないすばらしさとして、「オリジナリティ」を出していけると思っています。もっと、他県にはない強みを出すことで、「ビジョン」も明るくなるように感じました。</p> <p>また、子ども基本法、子ども大綱などの法的根拠、また島根県オリジナルの「ふるさと教育」「福祉教育」（不勉強で、存じ上げません）などの用語については、県内外から島根を応援する方々の理解を図るために、注釈などを加えることにより、さらなる共通理解が図られることを期待しています。</p> | <p>「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものであり、「現状と課題」「今後の方向性」については、要点を絞ってわかりやすい内容となるよう記述しています。</p> <p>ご指摘の島根の良さや素晴らしさは、すべての施策を検討するうえでベースになることから、「II 島根らしい魅力ある教育の推進」（P3）に総括的に記載しています。</p> <p>なお、共通理解を図るため、必要と思われる用語について、注釈を追記しました。</p> | B A |
| 2 | ビジョン全体について | <p>上記の具現化の一つとして、国体を例にご提案申し上げます。</p> <p>2030年に貴県にて開催されると伺いました。このビジョンの最終年度の前年度開催ですよね。ビジョン実現と大いに被る期間です。国体では、競技をはじめ、体育やボランティアなど、「国体をめざして」「国体を通して」「国体だから」できる知事部局、市町村連携、学校連携等の施策があります。市町連携、知事部局連携などの文言は複数回で出てまいりますが、せっかく巨額の予算化事業であるので、良さの具体案の一つとしてはいかがでしょうか。</p> | <p>令和12年に開催が予定されている国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会（以下「島根かみあり国スポ・全スポ」という。）は、その順位を競うだけでなく、大会に向けた環境づくりを通して、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、ともにスポーツに対する興味・関心が高まることやスポーツを通して地域につながること、また、大会終了後も子どもたちが将来にわたってスポーツに親しむことができる環境につながると考えていることから、「島根かみあり国スポ・全スポ」を契機に子どもたちがスポーツに触れる機会を確保してまいります。（関連P32）</p> <p>また、中学校と高校の部活動においては、「部活動指導員」「地域連携指導員」「地域指導者」の3つの区分の外部指導者の配置等により、教職員の負担軽減や中学校の部活動地域移行を見据えた指導者養成などの他、「島根かみあり国スポ・全スポ」の役員、審判員、サポーター等の成り手となる人材を養成していく側面もあると考えていることから、市町村や知事部局と連携しながら、様々な視点から子どもたちのスポーツ活動を支援してまいります。（関連P50）</p> | C |

| No. | 項目 | ご意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|----------------|--|--|------|
| 3 | ビジョン全体について | <p>概要読んだけど、ふわふわの精神論で全く具体性がなくて税金泥棒かと思った。</p> <p>多様性だの、個性だの言ってそれをどうやって実現していくか記載しなさ過ぎ。</p> <p>教員への職場環境や警察への通報やエアコン導入とかやることいっぽいあるのくせに、こんなことで仕事した気になるなら馬鹿みたいだと思う。</p> <p>まず個性や多様性を受け入れさせたいなら教師の目が届くように学級の人数を減らすべき。国際的にも多過ぎる。残業もきちんと残業代を払わせるべき。部活も仕事として対価を払え。もしくはなくせ。</p> <p>あと、いじめが発生する前にどのラインが犯罪なのか結果どうなるか法的な授業と人権教育、性教育が必須。このレベルならすぐ学校通さないで通報するとか、監視カメラつけるとかやることいっぽいあるでしょう。いじめは基本的にいじめた人間に通学を禁止すべきだし。</p> <p>あと、勉強させたいなら教室や体育館にエアコンをつけること。給食無料化もすぐに。</p> <p>最低限これくらいは当たり前でしょう。</p> <p>これを達成もしないで綺麗事で誤魔化すのやめてください。</p> | <p>「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものです。</p> <p>ご指摘いただいた、教員の職場環境の改善やエアコンの設置、いじめへの対応等にかかる詳細の対応について、そのすべてを記載することはできませんが、予算編成の状況等を踏まえて「今後の方向性」に追記したほか、別途策定している施策ごとの計画や方針等により、個別に対応しています。</p> | C |
| 4 | こども基本法について | <p>前文、諮問文にこども基本法に基づく「こども大綱」の文言があります。法律の方が上位法であります、人権教育ではこども基本法です。どこがちがうのでしょうか。</p> | <p>こども大綱は、こども基本法に基づいて、こども施策に関する基本的な方針や重要事項が定められており、「しまね教育振興ビジョン」の策定に関連があることから記載しています。</p> <p>人権教育（関連P 8、P 28）では、こども基本法第3条（基本理念）において、基本的人権の保障が明確に規定されているため、これを引用しています。</p> | B |
| 5 | 学力について | <p>P 15の表の上に「学力とは、以下の育てたい資質能力を示す」とありますが、P 10では、まず学力とは、各教科の学力とあります。</p> <p>(上記の記述の後に)「小学校に始まる教科学習…」とあります。小学校と就学前機関の「架け橋」もビジョン中に示されておりますが、学力の基礎とは、幼児教育段階から培われてるものであると考えておりました。</p> | <p>P 15における学力は、「しまね教育振興ビジョン」全体において学力をどのように捉えているか記載したものであり、これから時代を生き抜くための人間力や、社会と協働しながら課題を解決していく社会力などを含めた、育てたい資質・能力のすべてを示しています。</p> <p>一方で、P 10のご指摘の部分における学力は、「ここでいう学力とは」として狭義の教科学力を説明していることから、このような記載としています。</p> | B |
| 6 | 学びを展開する社会力について | <p>「一つには社会性です」とあり「もう一つは」とあるが、「他方は？？」でしょうか？</p> <p>本文と後に続く箇条書きの(1)から(4)と関係するのでしょうか？もしくは、箇条書きは、本文のこれはもしかしたら発展系なのでしょうか。</p> | <p>P 11に記載する学びを展開する社会力は大きく2つの意味がありますが、2つが相まって学びを展開する社会力が構成されると考えており、「他方では」とすると、別の方向をイメージさせる可能性があると考え、この表現を使っています。</p> <p>箇条書きの(1)～(4)は、育てたい資質能力である学びを展開する社会力の具体的な姿や力として記載しています。</p> | B |

| No. | 項目 | ご意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|----------------------|--|---|------|
| 7 | ICTの活用について | <p>小中学校でのICTの活用が進まない理由の一つとして、自治体ごとで異なるOSを使用している点を指摘します。</p> <p>自治体ごとで異なるOSを使用することで、教職員の異動に伴い、今まで使っていたものが使えないといったことが起きている、今後起きるのではないかでしょうか。</p> <p>島根県の教職員は全県単位で異動するため、OSの統一は必須であると考えます。</p> <p>先日、近く行われる端末の入れ替えの際にOSの統一をしないという判断をされたことを拝見しました。その理由の一つとして、現在教員が作成したものが使えなくなる→使えるようにするための作業が大変ということを挙げているようですが、今後ICTの活用が進んでいき、コンテンツが増加すればするほど、先に述べたような作業が増え、業務量が増えてしまうのではないかでしょうか。</p> <p>また、Windowsマシンの起動の遅さは、授業で使用するには適さないほど遅いということに、教育委員会の皆様も気づいておられるかと思います。限られた授業時間ですから、起動に時間を取られるならば、使用しないという判断は至極真っ当な判断であると考えます。</p> | <p>市町村立学校のOSの統一については、市町村と県とで構成するGIGAスクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）で議論をしてきましたが、市町村におけるOSの使用実態や地域の実情を踏まえた市町村の判断を尊重し、統一は困難との結論に至りました。</p> <p>今後は、OSや端末の調達に向けて、仕様書の統一や入札を一括して行う方法などについて、市町村の意向を尊重しながら、引き続き協議会で議論してまいります。</p> <p>ICTを活用した教育については、学力育成会議における事例紹介や、各種研修等を通じて推進してまいります。</p> | C |
| 8 | 島根を愛する人づくりについて | <p>6ページの記述（3段落目）について</p> <p>小中学校で行っているふるさと教育は地域を知り、体験するだけではありませんが、そんな風にも読めます。総合的な学習の時間でふるさと教育を行っているならば、小中学校でも地域の課題を探究する学習を行っているはずです。</p> <p>「高等学校での探究的な学びでは～」とありますが、高等学校で初めて探究的な学びを行うわけではありません。小中学校とつながっている、あるいはつなげるべきは、小中学校のふるさと教育というよりも、小中学校での探究的な学びだと思います。</p> | <p>小中学校においても「探究的な学び」が実践され、高等学校においても「ふるさと教育」の視点をもった学習活動が展開されています。</p> <p>学校種で「ふるさと教育」と「探究的な学び」を分けていると受け止められないよう、ご意見を踏まえ、P6とP23の表現を修正しました。</p> | A |
| 9 | ふるさと教育や探究的な学びの推進について | <p>23ページの記述（現状と課題の2つ目の○）について</p> <p>ふるさと教育の課題について、学年進行を考慮した系統的・発展的な学びになっていない状況があるというのはその通りだと思いますが、一番の課題は、総合的な学習の時間に行うふるさと教育が、知ることと体験で終わるがちで、地域の課題を探究する学びになっていないことだと思います。「ふるさと教育や探究的な学びの推進」という項目、探究的な学びの推進という項目であれば、ふるさと教育の課題を探究的な学びの面からもきちんととらえて記述るべきだと思います。</p> <p>項目全体としても、小中学校の探究的な学びについて、全く触れられていないのは問題だと思います。</p> | <p>No. 8に同じ</p> | A |

| No. | 項目 | ご意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|----------------------|--|-----------|------|
| 10 | ふるさと教育や探究的な学びの推進について | <p>23ページの記述（「現状と課題」の5つ目の○と「今後方向性」の3つ目の○）について 小中学校における総合的な学習の時間の探究的な学びを発展させて行うのが、高等学校の探究的な学びであり、ふるさと教育による学びを発展させるというのは非常に違和感があります。 「高等学校では～探究的な学びを深めています。」とありますが、高等学校だけでなく、こういう学習は中学校でも行うべきだし、地元の企業や行政等と連携して探究的な学びを深めている学校もあります。 小中学校で取り組むふるさと教育と高等学校における探究的な学びのつながりを意識した学習活動とありますが、どういう意味で書いてあるのでしょうか。つながりを意識するべきは、小中学校の探究的な学びと高等学校の探究的な学びであり、課題設定の在り方の違いなどを踏まえて、そのつながりについてきちんと書いた方がよいと思います。</p> | No. 8 と同じ | A |
| 11 | ふるさと教育や探究的な学びの推進について | <p>代案～地域や社会の課題解決に向けた探究的な学びの推進 この項目は、「地域や社会の課題解決に向けた探究的な学びの推進」というように、小中学校・高等学校の探究的な学びの推進を中心に記述るべきだと思います。現行の学習指導要領のみならず、これから学びにおいても探究的な学びが非常に重視されています。渋谷区のような思い切った取組をする自治体も現れています。 もしふるさと教育という項目も踏まえて記述するならば、ふるさと教育も探究的な学びの文脈で充実を図るように記述すべきだと思います。地域や社会とのかかわりについては、現行のビジョン（16ページの表）にも整理してあります。ふるさと教育の系統的・発展的な学びというのは、まさにこの表を踏まえた学びではないでしょうか。この表も生かしながら、就学前、小中学校から高等学校までを通じた探究的な学びの推進について記述するのは、とても分かりやすいと思います。 この項目について再考いただきますようお願い申し上げます。</p> | No. 8 と同じ | A |

| No. | 項目 | ご意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|---------------|---|--|------|
| 12 | 国際理解教育の推進について | <p>「竹島に関する教育のトップランナー」を自認される島根県教育委員会が、「しまね教育振興ビジョン」に、竹島に関する学習の充実をうたわれることは、県民や県外の方、領土問題の関係国に、島根県教育委員会の竹島問題を解決する意志や覚悟を示すうえでも意義があると考えます。</p> <p>しかし、【現状と課題】の○の4つ目は、現状と課題の記述として適切でしょうか。むしろ、【今後の方向性】の記述であるように感じます。</p> <p>また、島根県政世論調査から、世代間で竹島に関する関心に差があることが明らかになっていることから、竹島に関する学習の【今後の方向性】の中に、社会教育における領土に関する教育の推進についても記述されるべきと考えます。</p> <p>我が国の固有の領土である、竹島や北方領土が他国に不法に占拠されて長い年月解決できない状況や、尖閣諸島周辺の動きの緊迫化、ロシアによるウクライナ侵略等、力による一方的な現状変更やその試みが行われている世界の現状を踏まえると、国家の主権が侵害されている領土に関する問題を解決しようとする主権者を育成することが喫緊の課題であると考えます。国においても、令和5年度に、「『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」の資料が発行されていることはご承知のとおりです。</p> <p>「しまね教育魅力化ビジョン（令和2年度ー令和6年度）」には記載のあった「主権者教育」に関する項目がなくなったことを見直していただき、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を養うことを目指す主権者教育の理念を、「しまね教育振興ビジョン」に明確に記述していただくことを望みます。</p> <p>以上のこと踏まえた提案は、「主権者教育」の項を立て、その中に竹島や北方領土の領土問題や、尖閣諸島に関する問題を主権者として解決しようとする力を養う取組を推進する旨を記述し、教育委員会と知事部局の総務部総務課が連携して取り組みを進めることです。領土問題を解決する力は、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力を養うことが主となる「国際理解教育」の推進では十分に養えないと考えます。</p> | <p>「しまね教育振興ビジョン」において「基本目標を実現するための具体的施策」とした30の施策は、向こう5年間において、教育に関わる関係者の方々と特に方向性を共有したいと考えるものを挙げており、ここに挙げていない施策についても学習指導要領に基づいた指導を行ってまいります。</p> <p>現ビジョンにおいては、策定時に公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げや、民法の改正による成年年齢の引き下げなど、国において大きな動きがあったことから、新たに「主権者教育や消費者教育の充実」という項目を設けた経緯がありますが、竹島教育については、従来より「国際理解教育の推進」において整理しています。</p> <p>社会教育においては、県教育委員会として特に竹島教育をテーマとした取組は行っていませんが、隠岐の島町の久見竹島歴史館を活用した学習など、地域の実情に応じて取り組まれている事例があります。</p> <p>ご指摘のとおり、主権者教育や竹島教育は重要であると考えておりますので、引き続き様々な学習の場面を通して推進してまいります。</p> | B |

| No. | 項目 | ご意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|------------------|--|--|------|
| 13 | 地域との協働について | <p>現在の魅力化ビジョンでは、特定のプラットフォームが教育で金儲けをしているようにしか見えません。</p> <p>社会に開かれた教育課程であるから、地域と協働して子供達の学びを作ることは大切なことかもしれません。しかし、今のように特定の財団がイニシアティブをとっているような状況では、学校や教職員の指導力や教育力は低下する一方であると考えます。</p> | <p>県立学校における地域と協働した教育活動は、中山間地域・離島の小規模高校から始まりました。県教育委員会では、平成23年度から28年度までにかけて、この活動の推進組織である、高校、行政、地域住民等からなる各地域の協議会に対して、こうした活動に携わってきた実績のある一般財団法人地域・教育プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と連携しながら支援を行ってきました。</p> <p>また、この活動を県内すべての高校へ展開していくに当たっては、県教育委員会だけでなくプラットフォームへの事業委託等により、中山間地域・離島の高校で得られた知見や経験の普及を図ってきており、委託の際には、適切な積算による予算執行を行っています。</p> <p>学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域人材の活用や事業の適切な外部委託を行うことは、教職員の負担軽減のほか、経験値の蓄積や指導力の向上にもつながると考えますので、引き続き適切な人材等の活用を進めてまいります。</p> | C |
| 14 | 不登校児童生徒等への支援について | <p>不登校児童生徒の増加や、背景の複雑化・多様化、それぞれが抱えている課題の困難化は学校だけで対応できる状況ではないと捉えています。</p> <p>【今後の方向性】の中に、学びの多様化校や、全国での設置が進んでいる夜間中学校に関する記述がないことは、島根県としては設置を考えていないことでしょうか。P 2 の 5 の(1)には教育に関わる多様な主体との連携・協働として、市町村等との連携が記述されていますが、学びの多様化校や夜間中学校の設置を各市町村に丸投げすると誤解されないよう、何らかの記述がなされるべきではないでしょうか。P 30 の図の中にも、学びの多様化校や夜間中学校に関する記述がなされるべきと考えます。</p> <p>P 2 の 5 の(1)には知事部局との連携も記述されています。国においては「こども家庭庁」が設置され、こども政策の司令塔として不登校やいじめに関する施策を推進しておられます。島根県においても教育委員会と知事部局の青少年家庭課や子ども・子育て支援課等とが一体となって、就学前から義務教育修了後も含めた子育て全体の課題として、不登校児童生徒等への支援を進めていく決意を記述していただくことを望みます。</p> <p>また、【今後の方向性】の中に、「フリースクールなど、民間機関との連携」に関する記述があります。法的に定義されていないフリースクールと学校の連携には困難を伴う場合があると認識しています。この際、県が一定の教育水準を保障する、公設のフリースクール的な教育機関を設置し、学校との連携の推進を図られてはいかがでしょうか。</p> | <p>学びの多様化学校については、市町村教育委員会において、対象児童生徒数の規模や通所可能範囲など、地域の実情に対応するため、分校型や分教室型を検討しているところもあると伺っております。県教育委員会としては、市町村に対して国から提供される先進事例を提供するなど、支援に努めています。</p> <p>また、夜間中学については、宍道高校や浜田高校の定時制・通信制課程における学び直しにより対応できるものと考えています。</p> <p>いずれにおいても、県教育委員会として設置することは考えておりませんが、今後、市町村において設置を検討される場合は、国から提供される先進事例の提供や教員配置等の相談に対応してまいります。</p> <p>知事部局においては、今年度中に国の「こども大綱」を踏まえた「こども計画」を策定することとしており、県教育委員会としても「しまね教育振興ビジョン」との整合を図りながら策定に携わっています。</p> <p>不登校支援を含む教育上の支援が必要な子どもへの学びの保障についても、引き続き知事部局との連携を図りながら施策に取り組んでまいります。</p> <p>いわゆるフリースクールについては、学校や教育関係機関との相互理解に基づく連携・協働を推進することを目的として、昨年10月にフリースクール等連絡協議会を設置しました。今後は、この協議会において、フリースクールでの出席認定や学習評価などの課題の整理や改善を図ってまいります。（関連 P 33）</p> <p>なお、県教育委員会として、「公設のフリースクール的な教育機関」の設置は考えておりませんが、公的機関である「教育支援センター」を設置する市町村への支援を継続するとともに、センター設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行ってまいります。（関連 P 34）</p> | B |

| No. | 項目 | ご意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|----------|--|--|------|
| 15 | 社会教育について | <p>P40の社会教育について、今後、益々社会教育が重要になると予想するが、あまりに当たり前のことしか記述がない。市町村に向けて気運の醸成を図るために具体的にどういう手を打つのか。</p> <p>また、指導者の育成には学びが不可欠だが、今の社会教育センターの体制はあまりに貧弱。センターの充実が指導者育成に絶対必要。</p> <p>○2と3は、「今後の方向性」と言いながら、今やっていることと変わらないので、もっと検討が必要ではないか。</p> | <p>社会教育に関する施策については、「社会教育における学びの充実」(P 40)に記載の他、「家庭教育支援の推進」(P 42)、「体験活動の充実」(P 43)、「図書館サービスの充実」(P 51)にも記載しています。</p> <p>なお、「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものであり、取組のすべてを詳細に記載することはできませんが、このたび予算編成の状況等を踏まえて「今後の方向性」に追記した他、別途策定している施策ごとの計画や方針等により、個別に対応してまいります。</p> | A |
| 16 | 社会教育について | <p>P 40の社会教育について、教育長は社会教育推しと聞いていたが、今までと全く変わらない書きぶり。当たり障りのない表現だが本当に検討したのか。業界のトップランナーなりの方向性を示してほしい。</p> | | |

教育団体・教育関係者からの主な意見に対する県の考え方

対応区分

A:しまね教育振興ビジョン（案）へ反映したもの

B:ご意見の趣旨は、既にしまね教育振興ビジョン（素案）に盛り込まれているもの

C:今後の取組の参考とさせていただくもの

| No. | 項目 | 意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|-----------|---|--|------|
| 1 | 学校の役割について | P 4 の 1 の「学校の役割」の 3 行目の「自己肯定感」について ここでいう自己肯定感は、自分の良さや可能性についての認識に留まっているが、本来の意味での自己肯定感は、良い面も悪い面も含むありのままの自分を受け入れ自らを肯定することであり、それを踏まえた行動や考え方につなげることができることに、自己肯定感を育むことの重要性があるのではないかと思う。その意味において、自己肯定感の説明が少々狭義的になっているのではないかと思われる。 | 「自己肯定感」には、自らの在り方を評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などがあり、ありのままの自分を肯定する気持であると考えており、「可能性」という言葉で整理しています。 | B |
| 2 | 基本理念について | P 8 の従来の「基本理念」は掲げないという理解でよいか。 | 基本理念は掲げず、より具体的で現実的な 3 つの「基本目標」により、向こう 5 年間の取組を推進していくこととしました。 | B |
| 3 | 基本目標について | P 8 の 2 「実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～」の「実体験に根ざした本物の教育」について 文中において、「ICT 活用については言うまでもありませんが」という趣旨の記載があることから、ICT 教育は「本物」に対する「偽物」であるという誤認を招くおそれがあるのではないかと感じられる。「本物の」を削り、「実体験に根ざした教育」とした方が表現として良いのではないかと思われる。 | 「実体験に根ざした本物の教育」は、ふるさと教育をはじめとした島根らしい魅力ある教育をより端的に表現したもので、島根県総合教育審議会においても、大切なキーワードとして答申に盛り込まれたものです。 ICT 活用は、教育の手段の一つであり、「本物」との記載をもって、ICT 活用が「偽物」であるという誤認を招くおそれはないと考えています。 | B |
| 4 | 基本目標について | P 8 の 3 「挑戦心、探求心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～」の 4 行目「受動的に知識を身に付ける」について 「主体性の育成」に対する「受動的」という表現であるとは思うが、現状として、島根の有する恵まれた学習環境により、既に主体的な学びに積極的に取り組む子どもも多く存在することから、「受動的に知識を身に付けるだけ」という表現はあまりふさわしくないように感じる。「受動的に」を削除し、「知識を身に付ける」のみとしたほうが良いのではないかと思われる。 | 「知識を身に付ける」ことは、既存の知識と関連付けられたり組み合されたりしていく過程で、様々な場面で活用される基本的な概念を身に付けることと考えており、「受動的に知識を身に付けるだけでなく、」の後段に続く「学んだことを使って現実の問題を考えたり課題を発見したり、問い合わせ立て探究したりする主体性」に相対する表現として、あえて表現しています。 | B |

| No. | 項目 | 意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|-----------------------|--|--|------|
| 5 | 学びの中核をなす学力について | <p>P 10 学びの中核をなす学力の4段落目の「真に使いこなして」以降について これ以降は、I C T の光と陰の部分についての記述かと思う。陰の部分の諸課題への対応ももちろん大切ですが、光の部分としてどのような恩恵があるのかを同時に書き示す必要があるのではと思います。「真に使いこなす姿」として以下のような文言があると、より先生方がイメージをもててよいのではないかと感じます。校長として I C T 活用を推進する立場としても拠り所にできます。（紙面や文字数の制限があるかもしれません）</p> <p>「真に使いこなして、自分の学びの力を高めていくことが必要です。I C T がもたらすクラウド環境を生かして、複数の他者の考えを即時に共有し参考しながら自分の考えを更新したり、他者の考えを確認、質問する交流をしたりしながら学びを深め、主体的に学びに向かう力を育成することが重要です。そのためには、教職員の専門的な指導力が必要となります。また、加えて個々の子どもの置かれている・・・」</p> | ご意見を踏まえ、G I G Aスクール構想の段落に追記しました。 | A |
| 6 | 学校種について | <p>P 16及びP 30 ・「高等学校」ではなく「普通科高校／専門高校」としてあるのはなぜか。 ・基本目標に「すべての子どもが学びの主人公」とあるのに、「特別支援学校」がないのはなぜか。</p> | <p>P 16及びP 30の図表における「普通科高校／専門高校」については、分かりやすい表記とするため、「高等学校」に修正しました。 また、「特別支援学校」についても、「小学校（特別支援学校小学部を含む）」などに修正しました。</p> | A |
| 7 | 学校種の定義について | 普通科高校、専門高校という表現があるが、この記載だと総合学科はビジョンの対象外と受け取られかねない。総合学科が読める記載を検討してほしい。 | P 16及びP 30の図表並びに「理数教育の充実」（P 20）及び「地域を担う人づくり」（P 39）において、「高等学校」又は「専門高校（専門科系総合学科高校を含む）」に修正しました。 | A |
| 8 | 基本目標を実現するための具体的施策について | <p>大切な視点をたくさん挙げてもらい、感謝しています。 教育現場からすると、島根の子どもたちは、「人とよりよく関わる」ことが、他の都道府県の子どもたちと比べて少ないと考えます。離島、中山間地域が多いこと、学校、学級規模が小さいことなどが理由です。そのため、固定化された人間関係の中で過ごすことで、人と関わる経験、新しい人間関係づくりなどが不足していると考えています。いじめの問題や不登校もこのことに起因することが多いと思います。</p> <p>島根県の教育として、「人とよりよく関わる」ことを意図的、意識的に進める必要があると考え、具体的施策の中に盛り込むことをお願いしたいです。</p> | <p>島根には、人と人が直接ふれあい、つながりながらともに学び合う地域社会があり、これは都会にはない島根の教育の強みであると考えています。これらは、すべての施策のベースであることから、「人と人のふれあい、つながりによる学び」（P 3）に記載しています。 また、「家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開」（P 4）に記載のとおり、引き続き学校、家庭、地域が連携しながら島根の教育を進めてまいります。</p> | B |

| No. | 項目 | 意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|---------------------|---|---|------|
| 9 | 基礎学力の育成について | P16 基礎学力の育成の「今後の方向性」の二つ目の○について言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する上で、ICT活用も欠くことのできないものと思う。それはもう当たり前のことなのであえて書いていないということかもしれないが、島根の先生方の指針となるので「学校図書館を活用した授業及びICTを活用した授業」という文言が書かれていると良いのではないか。 | ご意見を踏まえ、「基礎学力の育成」（P17）及び「ICTを活用した教育の推進」（P21）の「今後の方向性」において、一人一台端末を活用した学びについて追記しました。 | A |
| 10 | 基礎学力の育成、理数教育の充実について | P17及びP20 ・各教科等の学力の基盤として「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」とあるが、全学調の考え方との整合性は図られているか。 ・また、いわゆる『たつじんテスト』における考え方であると思われるが、今井先生の理論や研究を知らない者にとっては説明不足ではないか。 | 「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」については、学力の育成に重要な要素であり、全国学力・学習状況調査と考え方を異にするものではありませんが、ご意見を踏まえ、表現を修正しました。 また、各教科等の学力の基盤として「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等については、注釈により説明を追記しました。 | A |
| 11 | 不登校生徒等への支援について | 〔今後の方向性〕において、民間機関との連携の一つとしての「フリースクール」の記載があるが、取り組みが進んでいる「校内フリースクール」について併せて記載する必要があるのではないかと考える。 | 学校の空き教室を活用した校内教育支援センター（校内フリースクール）を活用した不登校児童生徒への支援は、各学校で取り組まれています。 ご意見を踏まえ、「不登校児童生徒等への支援」（P34）の「今後の方向性」に、学校の空き教室を活用した不登校児童生徒の居場所の提供などについて追記し、必要な支援を継続してまいります。 | A |
| 12 | 学校と福祉の連携について | 素案を拝見しましたが、現場の実態にあわせた内容で、かなり踏み込んでいるなという印象を持ちました。ぜひこの方向性でまとめていただければと思っています。あわせて以下のようないい内容もあればよいように思いましたので、お伝えします。 素案では、「1 発達の段階に応じた学力の育成」と「2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障」について重点的に取り組むとあり、さらに「学校と福祉の連携」についても記載がありました。であれば、「島根県子どもの生活に関する実態調査」についても記載があるとさらによいのではないでしょうか。 スケジュール的に厳しいとは思いますが、「子どもの実態→具体的政策」の形がより具体的でしょうし、実態調査についても9月議会で出川議員から質問のあったところですので、素案にも反映されるといいように思いました。 | ご意見を踏まえ、「学校と福祉の連携の推進」（P35）において、「島根県子どもの生活に関する実態調査」について記載しました。 | A |

| No. | 項目 | 意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|------------------------|--|--|--------|
| 13 | 学校と福祉の連携の推進について | <p>・さまざまな背景のある子供たちが通っている現在の学校において、子供たちを支えるためには学校だけでなく福祉との連携は必須であると考えます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や活用が進むような予算措置をお願いいたします。</p> <p>・子供たちのサインを我々教職員が見逃さないようにしなければいけないことはもちろんですが、とは言え先生方は普段、非常に複雑で困難な業務に追われ子供と向き合う時間が削られている状況もあります。または、向き合う時間的にも気持ち的にも余裕がない先生方おられます。</p> <p>子供たちとしっかりと向き合い、子供たちのちょっとしたサインを見逃さないようにするためにも、働き方改革の推進をお願いいたします。</p> <p>・医療的ケア、医療的配慮の必要な子供は増加しています。普通校への進級、進学も増えてくると思われます。福祉との連携に加え、「医療との連携」も加えていただくようお願いいたします。</p> | <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置や活用については、「不登校児童生徒等への支援」（P33）及び「学校と福祉の連携の推進」（P35）の「今後の方向性」において、その充実を図ることとしています。</p> <p>働き方改革については、「働き方改革の推進」（P46）の「今後の方向性」において、その取組を推進していくこととしています。</p> <p>医療との連携については、「インクルーシブ教育システムの推進」（P31）の「今後の方向性」において、医療や保健との関係機関の連携について追記しました。</p> | B A |
| 14 | 日本語指導が必要な児童生徒等への支援について | 宍道高校に日本語指導を担当する教員等を配置していることは、良いことだと思います。今後、日本語指導の必要な生徒の入学者の見込みについてしっかりと把握するとともに、増加が見込まれるのであれば、その生徒たちの卒業後の進路指導のことも含め、担当教員を増員するなどの対策をお願いいたします。 | 「日本語指導が必要な児童生徒等への支援」（P36）の「今後の方向性」において、宍道高校における教員等の配置や卒業後の進路実現に向けた支援の充実を図ることとしています。 | B |
| 15 | 学び直しの体制の充実について | 国が設置促進・充実に取り組んでいる「夜間中学」について記載することが必要ではないかと考える。 | 夜間中学については、宍道高校や浜田高校の定時制・通信制課程における学びの直しにより対応できると考えており、県教育委員会としては、現時点で、夜間中学を設置する考えはありませんが、今後、市町村において設置を検討される場合は、国から提供される先進事例の提供や教員配置等の相談に対応してまいります。 | C |
| 16 | 文化芸術について | <p>文化芸術に関する施策を明記すること。</p> <p>【理由】</p> <p>国の「第4期教育振興基本計画」における芸術文化については、「目標2 豊かな心の育成」において、基本施策「文化芸術による子供の豊かな心の育成」と「過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業」が設定されている。</p> <p>しかし、本案の具体的施策では、4(6)「部活動の地域連携・地域移行」の「今後の方向性」の中で若干ふれられているにとどまっているため。</p> <p>【改善案】</p> <p>「島根県文化振興指針」の「文化振興の方策」の中で記載されている「鑑賞機会の拡充」をはじめとする教育関連の方策を本計画に反映する。</p> | ご意見を踏まえ、「社会教育における学びの充実」（P40）の施策に追記しました。 | A |

| No. | 項目 | 意見の内容 | 県の考え方 | 対応区分 |
|-----|-------------------|--|---|------|
| 17 | 体験活動の充実について | 【今後の方向性】について、県立青少年の家及び県立少年自然の家の記載に加え、「国立三瓶青少年交流の家」の記載を強く望む。 | ご意見を踏まえ、国立三瓶青少年交流の家の利活用について追記しました。（P43） | A |
| 18 | 学びを支える指導体制の充実について | 教員の人材確保のために色々な取組をしておられることは素晴らしいと感じています。教員の仕事が魅力あるものであることを引き続き広く発信するなど教員の人材確保のための取組をお願いいたします。 | 教員の人材確保策については、「学びを支える指導体制の充実」（P44）の「今後の方向性」において、教員志望者の裾野拡大等の取組の推進を推進することとしています。 | B |
| 19 | 学校施設の環境改善の推進について | 【今後の方向性】の1行目「防災対策や」については、近年、危機管理体制だけではなく、施設・設備面からの防犯対策も学校や保護者、地域から求められていることから、防犯の記載を加え、「防災・防犯対策や」とすることが望ましいと考える。 | 防犯対策も学校の施設の必要な整備だと考えておりますが、ここでは、小中学校において取り組んでいく施設整備のうち、主なものを持げています。 | B |
| 20 | 部活動の地域連携・地域移行について | <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域移行について、速やかに実施していただくようお願いいたします。時間外勤務の大きな要因が部活動です。県教委が主体となって部活動の実施について大胆な改革を求めます。 ・地域の人材探しを各校に任せることではなく、県として人材を募集し人材バンク化し、県が各校へ派遣するようにしたり、教員に兼職兼業したりするなど大きな取組の見直しが必要と考えます。今後、特に高等学校における部活動の地域連携・地域移行についての見通しを示される必要もあると考えます。 | <p>部活動の地域連携・地域移行については、「部活動の地域連携・地域移行」（P50）に記載のとおり、国のガイドラインを踏まえ、「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」（以下「県の方針」という。）を策定し、具体的な検討や取組を実施する市町村を支援することとしています。</p> <p>地域人材の確保について、県では、県立学校の部活動指導員、地域連携指導員及び地域指導者（以下「指導員等」と総称する。）の募集を行っており、応募いただいた方と指導員等を必要とする県立学校とのマッチングを行っています。</p> <p>また、教員の兼職兼業については、県の方針において、休日に地域での指導を望む教員の兼職兼業の取扱いを整理することとしております。</p> <p>高等学校における部活動の地域連携・地域移行については、国のガイドラインが示されていない中で、見通しを示すことは困難であり、指導員等をはじめとした地域人材の配置を充実させることにより、生徒が将来にわたり、スポーツや文化芸術に継続して親しむ機会を確保するとともに、教員の負担を軽減することとしています。</p> | B |

言佳もが、言佳かの、
たこからもの。

しまね教育振興ビジョン(案)

令和7年度 - 令和11年度

令和 年 月

島根県教育委員会

誰もが、誰かの、 そこからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

い いけん、 島根県



目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| I 計画の策定について | 1 |
| II 島根らしい魅力ある教育の推進 | 3 |
| III 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開 | 4 |
| IV 島根を愛する人づくり | 6 |
| V 全体構成 | 7 |
| VI 基本目標 | 8 |
| 1 すべての子どもが学びの主人公～一人ひとりを尊重する学校～ | 8 |
| 2 実体験に根ざした本物の教育～地域とともにある学校～ | 8 |
| 3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境～子どもも大人も学び成長する学校～ | 8 |
| VII 育てたい資質・能力 | 9 |
| 1 学びの土台をなす人間力 | 9 |
| 2 学びの中核をなす学力 | 10 |
| 3 学びを展開する社会力 | 11 |
| VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備 | 13 |
| IX 基本目標を実現するための具体的施策 | 15 |
| 1 発達の段階に応じた学力の育成 | 16 |
| 2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障 | 30 |
| 3 地域との協働による学びの充実 | 38 |
| 4 教育の基盤となる環境の整備と充実 | 44 |

【参考資料】（「島根県総合教育審議会」関連）

| | |
|--------------------------|----|
| 1 諒問文 | 54 |
| 2 答申文 | 55 |
| 3 島根県総合教育審議会委員名簿 | 56 |
| 4 島根県総合教育審議会における審議等の経過概要 | 57 |

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画を令和5年6月に閣議決定しました。

さらに、同年12月には、こども基本法（令和5年4月1日施行）に基づく「こども大綱¹」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、今後の本県教育の方向性を示して、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくため、しまね教育振興ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものです。

また、この策定に当たっては、「第2期島根創生計画」（令和7年○月）、次期「島根県教育大綱」（令和7年○月）との整合を図っています。

3 計画の期間

教育ビジョンの計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の実施主体

教育ビジョンは、県教育委員会が主体性をもって進めていくとともに、市町村・市町村教育委員会（以下「市町村等」という。）、幼児教育施設、保護者そして、子どもたちに関わるすべての関係者が、それぞれの責任と役割のもとに、教育ビジョンの実現に向けて施策を進められるよう働きかけていきます。

¹ こども大綱とは、こども政策を総合的に推進するため、国が定めたこども施策の基本的な方針のこと。

5 計画推進の取組

教育ビジョンを着実に推進するため、次の取組を行います。

(1) 教育に関わる多様な主体との連携・協働

教育ビジョンを着実に推進するため、知事部局や市町村等と連携・協働して、施策に取り組みます。

また、学校・家庭・地域をはじめ、大学・企業・専門家・ボランティア・N P O・各種団体などの多様な主体と連携・協働して、県民一体となった施策の推進を図ります。

(2) 計画の周知と県民の意見の把握

教育関係者や保護者をはじめとする県民の理解を得るために、県教育委員会及び知事部局の広報媒体や各種会議を活用して積極的に情報提供を行い、教育ビジョンの周知を図ります。このうち、教職員に向けては、教育ビジョンの趣旨を理解し日々の教育活動に活かせるよう、研修などを通じて周知を図ります。

また、県の広聴制度や各種会議等を通じて県民の意見を的確に把握し、施策への反映を図ります。

(3) 計画の進捗状況の点検・評価と計画の見直し

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」や県の行政評価において、毎年、教育ビジョンの施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証します。あわせて、その結果を踏まえて、施策の見直しを図ります。

また、教育ビジョンの計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変化や国における教育制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて適宜・適切に計画の内容を見直します。

II 島根らしい魅力ある教育の推進

1 「誰もが、誰かの、たからもの。」

島根では、他の地域に誇れる島根の良さや魅力である「人のつながり、あたたかさ」を「誰もが、誰かの、たからもの。」として発信しています。

家族に愛され、地域の人から大切にされて育つこと。そして、豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業などの地域の資源を人から直接学び、経験することの中から、周囲の人々への感謝の気持ちが生まれ、生まれ育った地域を好きだと感じ、誇りに思う気持ちが育つこと。それらが自分の存在への感じ方に反映された結果、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感、自己肯定感が育まれます。

お互いの個性や多様性を認め合い、励まし合い、支え合いながら、子どもたち自身が、「自分が誰かのたからもの」であり、「誰もが自分のたからもの」であると思えるような教育を開展します。

2 人とのふれあい、つながりによる学び

島根には、人と人が直接ふれあい、つながりながら大人も子どももともに学び合う地域社会があります。子どもたちが、最も身近で、毎日当たり前に感じる地域を素材に学ぶことは、子どもたちの豊かな心を育むとともに、地域への愛着や誇りにつながっていきます。

また、人が人から学ぶ、人が人を育てる学びは島根の強みであり、こうした学びは、実社会で生きるために必要となる力になるとともに、育った地域の将来に関わり、支えたいという想いにもつながります。

3 子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現

島根には、豊かな自然や歴史・文化、人との関わりの中で、本物に触れる体験等を通して学ぶことができる恵まれた環境があります。こうした学びから、子どもたちの学びへの興味や関心が高まり、主体的に学びに向かう意欲が生まれます。

幼児教育施設²から小学校³、中学校⁴、高等学校、特別支援学校まで、学校種を超えた連携を図りながら学びをつなぎ、子どもたちの主体性や多様性を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力、得意な分野を伸ばすことによって、子どもたちの将来の夢や希望の実現を支援します。

² 幼児教育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設等のこと。

³ 小学校には、義務教育学校前期課程を含む。

⁴ 中学校には、義務教育学校後期課程を含む。

III 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開

1 学校の役割

今日の教育は、単なる知識及び技能の習得だけでなく、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、他者と協働しながら課題を解決していく力や、自分の良さや可能性を認識できる自己肯定感を育むことが重要となってきています。

学校は、子どもたち一人ひとりの夢の実現を支援し、自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育む場ですが、子どもたちは、学校だけで育まれるものではなく、地域社会における多様な人々との関わりや、それを通じた様々な経験を重ねていく中でも育まれます。

子どもたちに関わる大人の生きた言葉や活動によって、子どもたちは、現実に社会で起きていることや、伝えられていることなどを実感できたり、多様な生き方があることを学び、人生の選択肢を拡げたりしていくことができます。こうした地域とのつながりや大人との関わりを通して、自分を見守り、育ててくれていることへの感謝の気持ち、地域に恩返しをしたいという気持ちが育まれます。

また、地域にとっても、子どもたちの成長を軸にした学校との連携・協働は、新たな学びや生きがい、楽しみを得るなど、住民一人ひとりの活躍の場の創出や、地域文化を守っていく活力を生み出すことにつながっています。

学校は、子どもたちの学びや成長を保障する役割に加え、社会資源として地域や地域住民の社会生活の核にもなってきており、その役割は大きくなっています。

2 家庭との連携

家庭教育は全ての教育の出発点ですが、核家族化が進むなど家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、身近な地域における親を中心とする保護者への支援の必要性が大きくなっています。

子育ては保護者の責任であり義務ではありますが、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などを提供していくことが必要となっています。

学校においては、教職員が日々、教育に対する使命感や子どもたちに対する深い理解と愛情により子どもたちの成長を支えています。こうした教職員の姿を保護者の方々にも理解していただき、子どもたち一人ひとりが充実した学校生活を送ることができるように、学校と家庭が連携していくことが重要です。

3 地域との協働

県内の多くの小中学校、全ての県立学校においては、学校運営協議会を設置しており、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることとしています。

また、県内のすべての市町村では、小中学校において地域学校協働活動を通じた学校と地域の連携・協働が図られており、地域の方々が教育活動に参画することで児童生徒の学びの充実に繋がっています。

県立高校においては、教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、令和3年度までに全ての県立高校に構築されました。

学校運営協議会の充実と、これらの協働体制における取組が一体となって推進されることにより、学校と地域の方々が、地域の子どもたちにどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかといった目標やビジョンを共有し、「地域とともにあら学校」の実現に向けた取組を進めます。

IV 島根を愛する人づくり

第2期島根創生計画に掲げる「人づくり」は、島根に住む若者を増やし、その若者が、生産や消費といった経済活動だけでなく、地域の活力の源になることをそのゴールとしています。

そのため、若者が家と職場の往復だけでなく、外へ出て、スポーツ、文化活動、国際交流などで、まずは「人と関わる」ことから始め、ボランティア活動や社会貢献活動を行うことで「社会と関わる」ことへ、そして、地域づくりに参加し、地域の課題に真剣に向き合うことを目指しています。

島根の教育では、子どもたちがふるさと教育⁵で、身近な地域から島根全体まで、自然や歴史・文化、伝統、産業、人物などをよく知り、体験します。そして、各学校段階での探究的な学びでは、地域をはじめ日本や世界にどのような課題があるのかをより広く知り、自分が将来、どのような立ち位置で、どのような役割を果たすのかなどに想いを馳せる学びを進めます。

その結果、まずは、どこに住んでいようと、自分の住んでいる地域の人々と関わりを持ち、地域社会に貢献する人に育ってほしいと考えています。

そして、学びの素材が島根であること、取り上げる地域課題が身近なものであることで、学習効果が高まり、結果として島根を愛し、島根に住み続けたい、一旦は県外に出ても島根に戻ってきたい、と思う若者が増えることを期待しています。

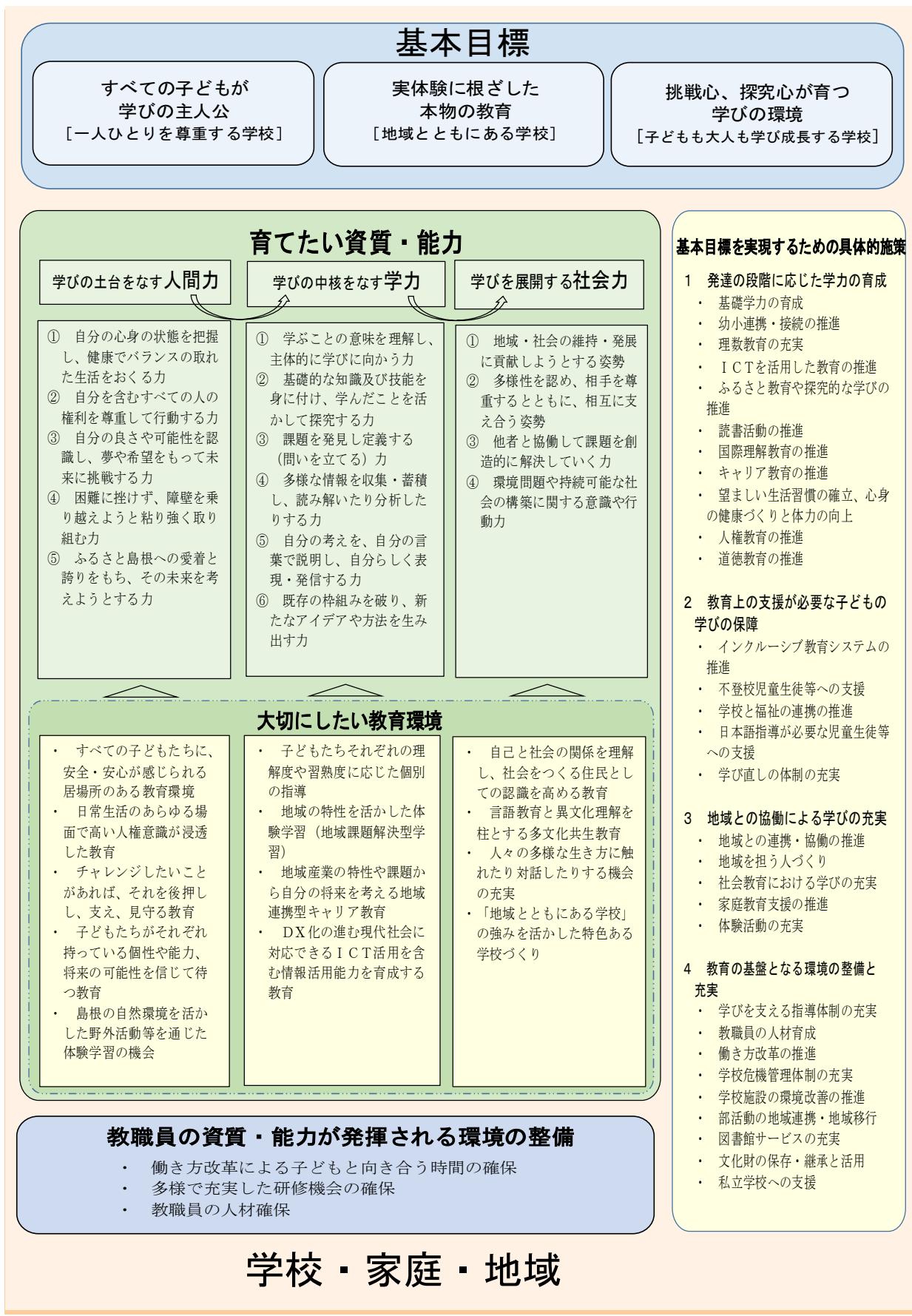
さらに、日本や世界を見渡す広い視野をもち、島根に想いを馳せながら活躍する若者も出てきてほしいと考えています。

そのためには、子どもたちの選択肢を拡げ、希望する道に進むために必要な資質・能力を身に付けることが大切です。

子どもたち一人ひとりの夢や希望の実現に向けて、学校と家庭・地域が連携・協働した学びを推進します。

⁵ ふるさと教育とは、義務教育段階における各教科や総合的な学習の時間において、身近なふるさとの「ひと・もの・こと」を教育資源として活用した教育活動のこと。この活動での体験や学びが、地域への「愛着・誇り」「貢献意欲」「実行力」を育むとともに、探究的な学びにもつながっていくもの。

V 全体構成



VI 基本目標

従来の「しまね教育魅力化ビジョン」においては、島根の教育が目指すべき方向性として、「基本理念」（ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり）を示していましたが、近年、学校教育に求められるものがますます複雑化、多様化している現状から、より具体的で、実情に即した「基本目標」を掲げることとしました。

以下に3つの基本目標と、それぞれの目標を実現するために必要な「学校の姿」を示します。

1 すべての子どもが学びの主人公 ～一人ひとりを尊重する学校～

こども基本法（令和5年4月1日施行）の理念を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことが何よりも重要です。

人権を尊重する学校として、すべての子どもがそれぞれの個性と能力を最大限に活かして、自分の夢や可能性を見出し、追求し、人との関わりの中で幸福に生きることができる教育環境を整えていく必要があります。そのためには、教職員、保護者、地域住民など私たち大人が、相互の人権を尊重する姿を子どもに示すことが大切です。

また、近年、学校の教職員に対する過度の要求やクレームなどが問題となっていることから、教職員の人権が尊重され、守られる学校であることも重要です。

2 実体験に根ざした本物の教育 ～地域とともにある学校～

島根が全国に先駆けて取り組み、実績を積み上げてきた「地域とともにある学校」の良さを活かす教育を推進します。

教育におけるＩＣＴ活用は時代の要請であり、これを推進する必要があることは言うまでもありませんが、そのような時代であるからこそ、特に子ども時代に豊かな自然や歴史・文化、風土など、ふるさとの特色を活かした実体験を通じて、自らの身体と感性で、物事の本質を読み解く力を育成することが重要です。

3 挑戦心、探究心が育つ学びの環境 ～子どもも大人も学び成長する学校～

求められる基礎的な知識及び技能は時代とともに変化しています。基礎学力の充実を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性や能力を活かし、柔軟に対応することを通じて、子どもの夢や挑戦心を育むことが重要です。

受動的に知識を身に付けるだけでなく、学んだことを使って現実の問題を考えたり、課題を発見したり、問い合わせ立てて探究したりする主体性が育まれるよう学びの環境を工夫する必要があります。また、自分が自分たちの生きる社会の未来を構築していく側の一員であることを自覚し、社会が必要としている改善や改革に関心をもち、社会に貢献する気持ちを醸成することも必要です。そのためには、自分は何のために学ぶのかを、子ども自身が自覚できる教育をめざすとともに、大人にとっても学び成長できる学校になることが必要です。

VII 育てたい資質・能力

従来の「しまね教育魅力化ビジョン」においては、3つの育成したい人間像を掲げ、それらを「人間力」「学力」「社会力」と結びつけ、それぞれに含まれる具体的な資質・能力をさらに明示しました。

この教育ビジョンでも、こうした基本的な方向性に変わりはありませんが、子どもたちが自分の個性に応じて自ら育ち変わろうとする、そのような教育環境を整えることも重要です。

以下に、「人間力」「学力」「社会力」と、それぞれに含まれる具体的な資質・能力について、これから時代を見据えた際に、一定程度、必要と考えられる力や姿勢を示します。あわせて、これらの資質・能力の育成に向けて子どもたちの主体的な学びを促す適切な教育環境についても、「大切にしたい教育環境」として示しています。

1 学びの土台をなす人間力

ここでいう人間力とは、いわゆる学力の根底にある資質・能力を意味しています。

豊かな自然や風土をもち、長い歴史の中で引き継がれてきた文化が息づく、この島根で生まれ育ったことの強みを土台としながら、これから時代を生き抜くために必要な、基本的な資質・能力を育てたいと考えています。

家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・文化、伝統、産業など地域の資源を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育ち、それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自己を肯定的に捉えようとする気持ちが育まれます。

こうした自己や他者に対する基本的な肯定感をベースに、自他に対する高い人権意識を早期から身に付けることは、これからますます国際化する社会を生きていく上でも重要です。

また、今日では、GDP等の経済的な豊かさでは測れない、生活の質やより広く心身の豊かさを表すウェル・ビーイング (Well-being 身体的、心理的、社会的に良好な状態) という概念が重視されるようになり、SDGsの目標3に掲げられたり、日本政府の「成長戦略実行計画（2021年）」でも言及されたりしています。

これから時代を生きていく子どもたちには、自らの心身の健康や生活を認識し、改善を図ろうとする力も大切です。もちろん子どもたちと共に生きていく大人の側（保護者や教職員など）が自らのウェル・ビーイングを高めていくことも重要です。

- (1) 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力
- (2) 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- (3) 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- (4) 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- (5) ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

【大切にしたい教育環境】

- ・ すべての子どもたちに、安全・安心が感じられる居場所のある教育環境
- ・ 日常生活のあらゆる場面で高い人権意識が浸透した教育
- ・ チャレンジしたいことがあれば、それを後押しし、支え、見守る教育
- ・ 子どもたちがそれぞれ持っている個性や能力、将来の可能性を信じて待つ教育
- ・ 島根の自然環境を活かした野外活動等を通じた体験学習の機会

2 学びの中核をなす学力

ここでいう学力とは、1つには各教科の学力を意味しています。小学校に始まる教科学習によって基礎的な学力が育まれ、中学校から高等学校へと各教科の高い学力を育んでいくことは学校教育の中心的な取組であり、子どもたちが自分の個性や能力を活かしてその進路を選択し、進学へ、職業生活へと向かっていく上で、これから社会においても、その重要性に変わりはありません。

一方で、学校教育を生涯にわたる学習、自己実現、自己成長の視点から考えた場合、その主要な目的が各教科の学力育成にとどまるものではないこともまた明らかです。教科学習は、主体的に学ぼうとする姿勢、思考力・判断力・表現力など、子どもたちがその個性や能力を活かしながら一生を通じて学びを継続していく力の育成につながることで、子どもたちの力となります。

基礎学力や各教科の学力の延長線上に、未知の課題を発見したり、自分らしく課題を探究したり、より深く学ぼうとしたりする、より広い学びの力が育っていくことに加えて、子どもたちが主体的に自らの学びを組み立てたり、学びの意欲を維持し続けたり、自分に合った学びの方法を開発したりする「自立した学びの力」が育っていくことを重視しています。

また、これから社会で必要とされる学力の育成を考える際、その基盤となる知識及び技能とは何かを意識することが重要であり、ICTやAIが目まぐるしい速さで発達する今日の社会において、こうしたツールを適切に使いこなしたり、情報を収集・選択・蓄積・分析したりする力は必須のものとなります。

GIGAスクール構想のもと、一人一台端末等の教育環境が整備されつつありますが、子どもたちがそれらを真に使いこなして、自分の学びの力を高めていくに当たっては、ICTがもたらすクラウド環境を活かして、複数の他者の考えを同時に共有・参照しながら、自分の考えを更新したり、他者の考えを確認、質問する交流をしたりしながら学びを深め、主体的に学びに向かう力を育成することが重要となります。そのための教職員の専門的な指導力が必要となることに加えて、個々の子どもの置かれている、学校だけではなく地域社会や家庭の教育環境も含めた日常的な環境が大きな影響を及ぼします。

ICTは世界中どんな場所に住んでいても、自分の求める学習内容にアクセスし、自分に合った教育を受けることができる技術ではありますが、その活用に当たっては、家庭や地域と連携して、端末の適切な使用や情報モラルについて、指導していく必要があります。

- (1) 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- (2) 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- (3) 課題を発見し定義する（問い合わせる）力
- (4) 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- (5) 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- (6) 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

【大切にしたい教育環境】

- ・ 子どもたちそれぞれの理解度や習熟度に応じた個別の指導
- ・ 地域の特性を活かした体験学習（地域課題解決型学習等）
- ・ 地域産業の特性や課題から自分の将来を考える地域連携型キャリア教育
- ・ DX化の進む現代社会に対応できるICT活用を含む情報活用能力を育成する教育

3 学びを展開する社会力

ここでいう社会力には、大きく2つの意味があります。1つは、いわゆる社会性です。誰もが家族、地域社会、学校、職場など様々な社会集団に属しながら、他者との関係の中で生きていくことになるため、その際に必要な社会的規範を身に付けて、他者と協力しながら協働的に生きていくなどの集団適応力を一定程度身に付けたりすることが必要になります。

学校教育は、こうした社会性を育む場でもありますが、こうした従来から必要とされる社会性にも変化が生じつつあります。これまで当たり前と思われていた、例えば男らしさ、女らしさという意識などに含まれている問題点や矛盾が社会的に意識されるようになり、人々の多様な在り方や価値観を尊重していこうとする考えが広まっています。こうした流れは国際化による異文化理解の波と相まって、教育現場にも大きな意識改革が求められています。

学校は、これから社会を創造していく子どもたちが、こうした従来の当たり前を捉え直したり、多様性を認め合ったり、意見の異なる人々の中で相手を認めつつ自分の意見を主張したりといった、新たな社会性を身に付けていく場でもあります。

もう1つは、学びを社会に展開していく力という意味での社会力です。これまでには、ともすると学校で学ぶ教科の知識及び技能は、一歩、学校の外に出れば自分の普段の生活とは関わりのないものと捉えられる側面もありましたが、こうした状況を改善するために、現行の学習指導要領は小学校から「総合的な学習の時間」を設定し、高等学校での「総合的な探究の時間」につなげていこうとしています。

このような動向が生まれている背景として、習ったことを正確に憶え、再現したり応用したりするだけの知識、いわゆる受動的な知識では太刀打ちできないような社会がすでに到来していること、より複雑化する世界情勢・社会状況においては、まだ誰も出会ったことのない未知の課題に対峙し、これに果敢に挑戦し、既存の方

法を打ち破る新たなアプローチを創出し、新しい価値のある解を生み出すことが求められていることなど、大きな時代の流れがあることを捉えておく必要があります。

このように社会力は、学んだことを日常生活や社会に活かそうとする姿勢、自分の身近な課題に気づき、学んだ知識及び技能を活かして解決を模索する姿勢、やがてはこうした姿勢が社会的変革（イノベーション）をもたらすような発明・発見に結びついていく、そのような力のことを意味しています。

- (1) 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- (2) 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- (3) 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- (4) 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

【大切にしたい教育環境】

- ・ 自己と社会との関係を理解し、社会をつくる住民としての認識を高める教育
- ・ 言語教育と異文化理解を柱とする多文化共生
- ・ 人々の多様な生き方に触れたり対話したりする機会の充実
- ・ 「地域とともにある学校」の強みを活かした特色ある学校づくり

VIII 教職員の資質・能力が発揮される環境の整備

学校教育の担い手であり人的教育環境の中核である教職員は、その持てる力を十分に発揮しながら、生き生きとした姿で自らの志す理想の教育を胸に抱き、子どもたちの前に立つことが重要です。そのためには、教職員が自分の資質・能力をより高めることで、教育をよりよいものに改善していこうとする、そのような方向に向かえるようにすることが重要です。

現在、教職員の働き方改革の取組を進めており、長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題ですが、より本質的には、教職員がやりがいをもって教職に打ち込むことをどう実現するかが重要です。

本来、子どもが好きで、学校という職場が好きで、学校で子どもたちが学んで成長する姿が何よりの喜びである、このような教職員の普通の在り方を取り戻していくことが必要です。そのためには、教職員が教科指導の工夫・改善に取り組むことができる時間を優先的にどう確保するかが重要です。とりわけ基礎学力の定着を図る上で、また、子どもたちの主体的で探究的な思考を育む上でも、教職員の教え方（新たな教材や指導法の開発・実践、効果的なＩＣＴ活用など）は重要な鍵となります。教職員がそうした授業改善に取り組むことができるよう、多様で充実した研修機会と時間を確保することが必要です。

一方、生徒指導（生活指導、進路指導、教育相談などを含む）や学級経営など、教科指導を支える基盤となる教育についても、その知識及び技能を向上させることは重要です。また、特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い、特別支援教育に関する知識及び技能も多く求められるようになっています。しかし、こうした知識及び技能は多岐に渡っており、具体的な関わり方や支援方法等を習得するには一定の時間も必要です。

このような状況から、国においても、専門性を持った人材を教育現場にできるだけ配置するよう、取組が進められていますが、スクールカウンセラー⁶、スクールソーシャルワーカー⁷、スクールロイヤー⁸、退職した経験豊かな教職員、地域の人々、保護者など、さまざまな人的資源と学校が連携・協働すること、学校教育を学校内だけで閉じたものと考えず、開かれた場として構築していくことなど、様々な工夫や協働によって、個々の教職員が抱えている課題を軽減し、得意とする領域を伸ばしながら教育に取り組めるよう、教職員を支援する環境の充実を図る必要があります。

こうした領域の研修についても、教職員自身が知識及び技能を習得することに加えて、多様な職種との連携を図るための知識及び技能を身に付ける機会を設けてい

⁶ スクールカウンセラーとは、心理の専門的知識、技術を活用し、子どもたちや保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携するなどして、必要な支援を行う専門家のこと。

⁷ スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用して、子どもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、子どもたちや保護者への必要な支援を行う専門家のこと。

⁸ スクールロイヤーとは、学校を取り巻く問題に関して、法的側面から助言を行う弁護士のこと。学校や教育委員会からの相談に対して法に基づいた助言を行う。

く必要があります。

このようにして教職を魅力あるものに改善していくことにより、教職を目指す次世代を育み、さらに熱意のある人材が教員となる好循環が生まれるよう取り組んでいきます。

IX 基本目標を実現するための具体的施策

基本目標を実現するため、県教育委員会は、市町村教育委員会をはじめ、学校・家庭・地域と連携・協働して、次の4つの柱を中心とした具体的な施策を推進します。

- 1 発達の段階に応じた学力の育成
- 2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障
- 3 地域との協働による学びの充実
- 4 教育の基盤となる環境の整備と充実

このうち、1及び2の柱については、特に重点的に取り組みます。

なお、この教育ビジョンにおいて、「学力」とは、以下の「育てたい資質・能力」を示しています。

育てたい資質・能力

学びを展開する社会力

- ① 地域・社会の維持・発展に貢献しようとする姿勢
- ② 多様性を認め、相手を尊重するとともに、相互に支え合う姿勢
- ③ 他者と協働して課題を創造的に解決していく力
- ④ 環境問題や持続可能な社会の構築に関する意識や行動力

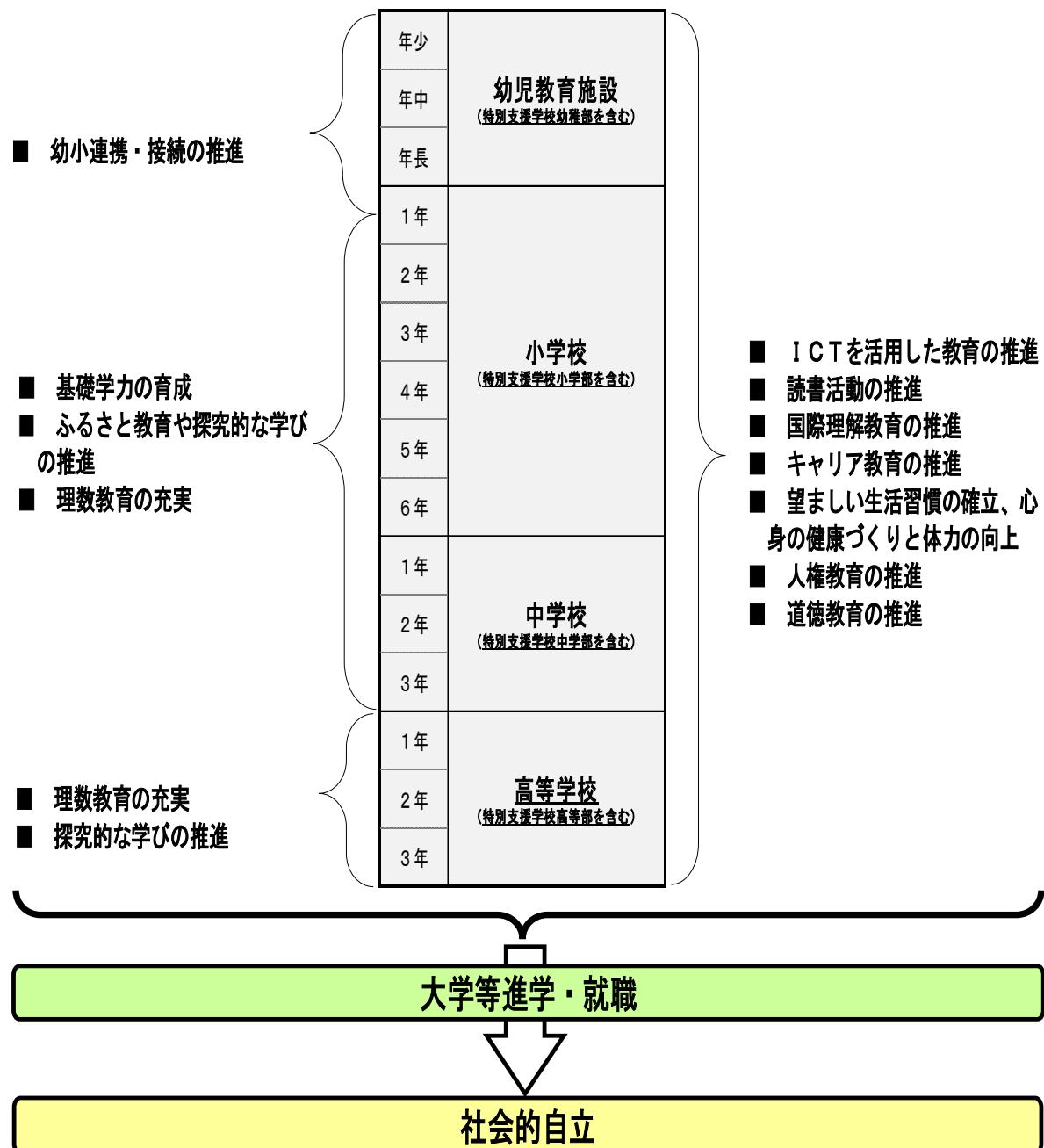
学びの中核をなす学力

- ① 学ぶことの意味を理解し、主体的に学びに向かう力
- ② 基礎的な知識及び技能を身に付け、学んだことを活かして探究する力
- ③ 課題を発見し定義する（問い合わせ立てる）力
- ④ 多様な情報を収集・蓄積し、読み解いたり分析したりする力
- ⑤ 自分の考えを、自分の言葉で説明し、自分らしく表現・発信する力
- ⑥ 既存の枠組みを破り、新たなアイデアや方法を生み出す力

学びの土台をなす人間力

- ① 自分の心身の状態を把握し、健康でバランスのとれた生活をおくる力
- ② 自分を含むすべての人の権利を尊重して行動する力
- ③ 自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって未来に挑戦する力
- ④ 困難に挫けず、障壁を乗り越えようと粘り強く取り組む力
- ⑤ ふるさと島根への愛着と誇りをもち、その未来を考えようとする力

1 発達の段階に応じた学力の育成



(1) 基礎学力の育成

[現状と課題]

- 「しまねの学力育成推進プラン」（令和3年3月）を踏まえ、「授業の質の充実」「家庭学習の充実」「地域に関わる学習の充実」を3つの柱として、学力育成に取り組んできました。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果を全国と比較すると、
 - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率が低い傾向
 - ・ 全ての教科において、高正答率者が少ない傾向
 - ・ 基礎的な知識及び技能の定着や活用力が身に付いていない可能性
 - ・ 中学校において家庭学習を1時間以上している生徒の割合が少ない傾向
 - ・ 小学校、中学校ともに、地域の行事に参加している児童生徒の割合が高い傾向などが見られます。
- 急激な情報技術の進展による情報化やグローバル化といった社会的な変容に対応するために、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を、各学年を通じて体系的に育んでいくことが必要です。
- 小中学校では「総合的な学習の時間」、高等学校では「総合的な探究の時間」を中心に探究的な学びを深めていますが、自ら問いを立て、主体的に学習する態度を育成する取組がまだ十分とは言えません。また、生活の中にある身近な課題を発見し、その解決に向けて、教科の枠を越えた教科等横断的な学習⁹に取り組む授業が十分には展開されていません。

[今後の方向性]

- 「第2期しまねの学力育成推進プラン」（令和7年3月策定予定）における、「目指す授業像」に向けた取組により、児童生徒が「できた・わかった・やってみたい」と実感できる授業を展開します。
- 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等¹⁰について、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、児童生徒に対する学習を支援するとともに、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランを作成し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じたデジタル教材や学習アプリ等、一人一台端末を活用した学びを推進します。

⁹ 教科等横断的な学習とは、児童生徒が、ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学びのこと。

¹⁰ 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等とは、学力の基盤は、「ことばの知識」、「数・量・形などについて日常体験の中で子どもが自分で育んだ知識」、「学んだ内容を自分の知識に関連づけ、推論する力」であるという慶應義塾大学の今井むつみ教授の研究によるもの。

- 学校図書館を活用した授業や、学校で学んだ知識及び技能を地域社会の課題解決に役立てる活動等を通じ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成します。
- 授業と家庭学習を結びつけた指導等により、児童生徒が自主的に学習計画を立て、課題の探究に取り組むことができる「自立した学びの力」を育成します。
- 豊かな自然や歴史・文化、伝統、人との関わりの中で本物に触れる学びを通して、学びへの興味・関心を高め、主体的に学びに向かう意欲を醸成します。
- 小学校、中学校、高等学校を通じて、主体的に学習する態度の育成や教科等横断的な学習の推進に向け、授業改善の取組を引き続き行い、各学校の好事例を共有する機会を設けるなど、教員研修のより一層の充実を図ります。

(2) 幼小連携・接続の推進

[現状と課題]

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基盤となる自立心や思考の芽生え、人と関わる力や豊かな感性などの資質・能力を育みます。
- 全県的に幼児教育の質の向上を図るために市町村の幼小連携・接続に係る体制整備を進める中で、幼児教育施設、小学校、地域、保護者が幼児教育の重要性を認識することを土台として、連携して取り組むことが必要です。
- 幼児教育施設は多種多様であり、「幼児教育実態把握調査」(令和6年10月)によると、円滑な幼小連携・接続のためのカリキュラムを協働で作成しているのは、幼児教育施設で3割、小学校では3割に満たない状況です。

[今後の方向性]

- 「しまねの架け橋期の教育ガイド」(令和7年3月策定予定)に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、保護者が一体となった架け橋期¹¹の教育の充実を図ります。
- 幼小合同会議や保育・授業研修会などを通じて、幼児教育施設と小学校が教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組により、小学校低学年段階の安定した学級づくりを推進します。
- 架け橋期の教育のつながりを意識しながら、「カリキュラムコーディネーター¹²」や「架け橋アドバイザー¹³」などを活用して幼小連携・接続に取り組む市町村を支援します。
- 幼児教育施設と小学校との協働により架け橋期のカリキュラムを編成できるよう、島根県幼児教育センターにおいて、市町村が実施する研修への支援や市町村幼児教育アドバイザー¹⁴等への指導・助言を行います。

¹¹ 架け橋期とは、幼児教育と小学校教育をつなぐ、5歳児から小学校1年生までの2年間のこと。

¹² カリキュラムコーディネーターとは、架け橋期のカリキュラムの作成や実践をサポートする者のこと。

¹³ 架け橋アドバイザーとは、小学校1年生通常学級において、カリキュラムの内容が十分に実践できるよう、架け橋期の子どもの発達の段階を考慮した学級づくりを支援する者のこと。

¹⁴ 幼児教育アドバイザーとは、幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

(3) 理数教育の充実

[現状と課題]

- これから時代において、デジタルや理数の知識及び技能、思考力を備えた人材を育成していくことが求められますが、現状として、高等学校入学後、理数系の学科に進む生徒が少ない状況です。
- どのような職業に就いても、物事に対して、根拠を持って筋道を立てて考える論理的な思考力は非常に重要となります。理数の知識や技術が社会でどのような役割を果たしているのか、理数教科を学ぶことによって身に付くものの見方や考え方、社会生活の中でどれだけ重要であるかが理解されておらず、子どもたちの将来の選択肢を狭めている可能性があります。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、次の項目で全国平均を下回っています。
 - ・ 「算数の勉強は好きだ」「授業の内容はよく分かる」という児童の割合
 - ・ 小学校算数、中学校数学の平均正答率
 - ・ 算数の指導として、発展的な学習の指導に取り組んでいる学校の割合
 - ・ 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を意識的に設けている学校の割合

[今後の方向性]

- 各教科等の学力の基盤となると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等における、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握した児童生徒の学習支援や、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランの作成等により、小学校における理数教育の充実を支援します。
- デジタル等、成長分野を支える人材育成のため、県立高校において、情報、数学、理科等の教育を重視するカリキュラムの実施や、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化します。
- 理系人材の育成のため、理数系・デジタル分野への進学を目指す生徒の資質・能力の育成に特化した高校独自の取組やDXハイスクール指定校¹⁵の先駆的な取組を開拓します。
- 専門高校（専門科系総合学科高校を含む）への理数教員の配置により、生徒の理数系分野への興味・関心や学びへ向かう意欲の喚起、進路の選択肢を広げるための取組を推進します。

¹⁵ DXハイスクール指定校とは、国の高等学校DX加速化推進事業を活用し、次の取組を実施する高校のこと。
(1) 情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施やICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校の環境整備
(2) 情報II等の履修に必要な設備等の環境整備、デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースの整備等

(4) I C Tを活用した教育の推進

[現状と課題]

- 国においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、教育の質を向上させるために、「G I G Aスクール構想」を推進しており、一人一台端末などを活用した学習活動が一層促進されるよう求められています。本県でも、各学校において様々な取組により、一人一台端末の活用が進められています。
- 一方、令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、令和5年度の小中学校において I C T機器を授業で週3回以上活用する割合は、小学校6年生で45.9%（全国平均59.5%）、中学校3年生で40.0%（同66.2%）で全国平均を下回っている状況です。
- 高等学校においても、令和5年度の教員を対象としたアンケートによれば、一人一台端末を使った授業実践を「全く行っていない」教員が26%であり、十分に活用されているとは言えない状況です。
- 県内においては、I T人材やデジタル技術等、成長分野を支える人材が不足しております、小学校から高等学校まで発達の段階に応じた育成が求められています。
- 中山間地域・離島等の高等学校において開設できない科目への対応、生徒の習熟度に応じた学習、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障等、生徒のニーズに応じた学習支援が必要となっています。
- I C T活用スキル向上のための教員研修を実施していますが、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、授業デザイン及び教員の指導スキルの向上に向けた研修等の更なる充実が必要です。

[今後の方向性]

- 子どもたちの情報活用能力の育成に向けて、一人一台端末の日常的な活用を促すとともに、授業や家庭学習での効果的な活用について好事例を収集し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じてデジタル教材や学習アプリ等による学習を行うなど、一人一台端末の活用を推進します。
- D Xハイスクール指定校において、デジタル技術を活かした探究学習や、「情報II」科目的開設による高度な情報教育の展開、専門高校における情報教育の充実を図ります。
- 多様な学習ニーズに対応するため、遠隔授業や通信教育を実施する配信拠点センターを構築します。

- 授業や家庭学習における一人一台端末の更なる活用を図るため、研修等を通じて教職員のＩＣＴ活用スキルの向上を図るとともに、授業改善に向けた取組を推進します。

(5) ふるさと教育や探究的な学びの推進

[現状と課題]

- 本県では、ふるさと教育や、各学校段階での探究的な学びなど学校と地域が連携・協働した教育活動を行っており、子どもたちは、人々との関わりの中で地域の魅力を再発見し、主体的に学びに向かう意欲や思考力・判断力・表現力を育んでいます。
- ふるさと教育は、学校と地域が互いに目的を共有し、身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として活用しながら取り組んでいますが、学年進行を考慮した系統的・発展的な学びになっていない状況もみられることから、ふるさと教育の質を担保しながら、必要に応じて活動内容を見直しています。
- ふるさと教育をより充実した教育活動にするためには、学校と地域の担当者が情報共有する場の充実や、双方の連絡調整役のコーディネーター等の人材育成など、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みを充実させる必要があります。
- 各学校段階で実施されている探究的な学びは、小中学校の「総合的な学習の時間」や高等学校の「総合的な探求の時間」を中心に実践されていますが、さらに各教科等における学びや、教科等横断的な学びを進めていく必要があります。
- 高等学校では、小中学校での学びを発展させ、各高校の特色を活かしつつ、地域だけでなく地元企業や大学等とも連携した取組を通して、自己の生き方や進路選択とのつながりを意識した探究的な学びを深めています。

[今後の方向性]

- ふるさと教育を通して育まれた地域への愛着や誇り、貢献意欲などと教科等の学びを結びつけることによって学習効果を高め、子どもたちの実行力を育成します。
- 中学校区で運営する、ふるさと教育ネットワーク会議により、学校と地域の連携・協働体制の充実を図ります。
- ふるさと教育の趣旨を踏まえた教育活動と各学校段階における探究的な学びを充実させるため、研修等を通じて教職員の理解を深めるとともに、コーディネーター人材を育成します。
- 高等学校において、主幹教諭や探究学習推進担当者を中心とした校内指導体制の充実を図るとともに、県内大学との連携による学びや「しまね探究フェス
タ」の開催により、課題解決に向けた行動や視野が拡がる取組を推進していきます。

(6) 読書活動の推進

[現状と課題]

- 「第5次島根県子ども読書活動推進計画」（令和6年3月）に基づき、子どもたちの発達の段階に応じた読書活動を推進するため、乳幼児期からの読書習慣の定着を図るとともに、学校における読書活動や身近な市町村立図書館等における読書環境の充実に向けた支援を行う必要があります。
- 読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに、読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進しています。
- 全ての県立学校に学校司書を配置するとともに、公立小中学校の学校図書館を拠点に子どもたち一人ひとりに寄り添った学びの支援を行うための「学びのサポートー¹⁶」または「学校司書」を配置する市町村を支援しています。
- 令和5年度「全国学力・学習状況調査」によると、「読書は好き」と肯定的な回答をした割合は、中学校では全国平均並みであり、小学校では下回っています。また、平日に学校の授業以外で全く読書をしない児童生徒の割合が高く、30分以上読書をする児童生徒の割合が低いなど、依然として改善されていない状況にあり、年齢が進むにつれて読書離れの傾向もみられます。
- 県内全ての公立小中学校を対象に実施している「子ども読書アンケート」によると、学校図書館を活用した学習は、国語や「総合的な学習の時間」を中心に取り組まれています。幅広い教科での更なる活用により、情報活用能力や思考力、判断力、表現力の育成を図る必要があります。

[今後の方向性]

- 子どもたちの豊かな感性や表現力、創造力や情操を育むため、発達の段階に応じた読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの本に親しむ環境づくりを推進します。
- これからの中学生たちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科等横断的に授業で活用するとともに、ICTの活用を効果的に結び付けた学校図書館活用教育を推進します。
- 学校図書館活用教育の更なる推進のため、市町村及び学校における研修の機会を確保します。
- 障がいのある子どもや日本語能力に応じた支援が必要な子どもなど、多様な教育的ニーズのある子どもたちへの読書機会を確保するため、バリアフリー資料の充実や多文化サービスなどについての職員の理解促進を図ります。

¹⁶ 学びのサポートーとは、学校図書館を拠点として児童生徒一人ひとりの学びに寄り添う役割を担う者のこと。

(7) 国際理解教育の推進

[現状と課題]

- グローバル化が進展する社会において、異文化体験や外国人との相互コミュニケーションを通じて多様な価値観に触れることにより、国際的な視野をもち、自らが主体的に行動できる人材を育成することが求められています。
- 紛争や対立、感染症や環境問題といった様々な地球規模の課題について、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身に付けるための教育が求められています。
- 外国語教育において、複数技能を統合した言語活動を通じて「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の力をバランスよく育成し、実際のコミュニケーションにおいて適切に活用できる技能を身に付けられるよう、指導を工夫・改善する必要があります。
- 國際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを話すことができるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し、韓国との眞の友好関係を実現できるよう、竹島問題に関する学習に積極的に取り組む必要があります。

[今後の方向性]

- 外国語指導助手（ALT）や国際交流員の活用、地域に住む外国人との交流等により、子どもたちが国際的な視野をもつことができる学習を推進します。
- 高等学校において、短期を含めた国外からの生徒の留学や、帰国・外人生徒の受入体制の充実を図るとともに、海外先進校への教員の短期派遣や国内の先駆的な事例研究を通して、海外大学等への進学促進を見据えた教員の指導力向上を図ります。
- 教科学習や「総合的な学習の時間」等において、子どもたちが持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、その解決に向けた環境、経済、社会、文化等の各側面から総合的に取り組む活動を推進します。
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての意識を深め、国際的な視野に立って課題を解決しようとする意欲を育成します。
- 知事部局や関係機関と連携しながら、教科学習や学級活動等における竹島に関する学習の充実を図り、本県の課題を主権者として考え、解決を図る力を育む教育を推進します。

(8) キャリア教育の推進

[現状と課題]

- 子どもたちが自らの活動を記録・蓄積し、自分の学習状況の振り返りや、将来への見通しをもちながら主体的に学びに向かう力を育むために、キャリア・パスポート¹⁷を活用した教育活動に取り組んでいます。
- 子どもたちの振り返りの後に、新たな学習等への意欲につなげる取組が不足している状況が見受けられます。また、子どもたちに学ぶことと社会で生きていくことの関連性の理解を深める工夫が必要です。
- 子どもたちが社会的・職業的に自立していくためには、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要となっています。
- 令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合は、前年度に比べて増加し、中学校では、全国平均を上回っています。また、令和6年度の高校魅力化アンケートでは「地域や社会で起こっている問題やできごとに关心がある」に対する県内高校生の肯定的回答の割合も全国平均を上回るなど、全国と比較して高い水準であり、社会に能動的に関わろうとする意欲が喚起されつつあります。

[今後の方向性]

- 就学前から高等学校までの発達の段階に応じ、各学校等において、教育活動全体を通した系統的なキャリア教育を推進します。
- 教科学習と地域資源を活用した探究的な学びなどを結び付け、地域づくりに参画する学習等を通じて、子どもたちが自分らしい在り方や生き方を考える教育を推進します。
- 学校全体でキャリア教育の質の向上に取り組むことができるよう、教員の経験年数に応じた研修において、キャリア教育について学ぶ機会を設けるとともに、好事例の展開を図ります。

¹⁷ キャリア・パスポートとは、子どもたちが自らの活動を記録し蓄積する教材であり、自分の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するために活用するもののこと。

(9) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

[現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は、少子化、地域とのつながりの希薄化に加え、価値観の多様化、メディアの急激な普及などの社会環境や生活環境の変化により、心身の不調や裸眼視力の低下など、現代的な健康課題が顕在化しています。
- 子どもたちが生涯にわたって健康な生活をおくるためには、望ましい生活習慣の確立とともに、日常的に起こる健康問題やストレスに適切に対処する力など、自らの健康保持・増進を図る知識や能力を身に付けることが必要です。
- 子どもたちのメディアに接する時間が長くなつたことも影響し、睡眠時間が6時間未満の割合が、小学生で増加しています。睡眠不足は、集中力や記憶力の低下につながり、学習や日常生活に支障がでることもあります。
- 生活習慣の乱れにより、朝食を欠食する子どもの割合は増加傾向にあり、また毎日食べている子どもでも、主食のみの割合が増加しています。
- 令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本県の子どもたちの体力合計点は全国平均を上回る状況です。一方で、令和5年度しまねっ子！元気アップ・レポートによると、運動をする子としない子の二極化や、高等学校の女子における運動離れの割合が増加しています。

[今後の方向性]

- 学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成します。
- スマートフォンやタブレット等、メディアとの接触による健康への被害や睡眠の重要性について、学校だよりなどで啓発するとともに、保護者も参加する行事やメディア教室等を通じて、子どもや保護者の理解を深める取組を推進します。
- 「食の学習ノート」の活用などにより、子どもたちに食に関する正しい知識や食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、栄養教諭を中心とした食育を推進します。
- 体力・運動能力の向上は、健全な体の発達だけでなく心の発達や学びの意欲の向上にもつながることから、幼児期の遊びや学校における運動・競技などを通じて、発達の段階に応じた体力づくりを推進します。

(10) 人権教育の推進

[現状と課題]

- こども基本法の理念¹⁸を踏まえ、学びの主体としての子どもの人権が尊重される教育を行うことで、すべての子どもたちがそれぞれの個性と能力を最大限に活かせる教育環境の実現が求められています。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題や、いじめや不登校の認知件数が増加していることから、これまで以上に人権教育の充実を図り、子どもたちの生命と尊厳を守るための教育環境を実現することが求められています。
- すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けて、子ども自身が自らを権利主体として自覚し、自分や他者の生命と尊厳を守るための行動力を身に付けることが求められています。

[今後の方向性]

- 自分の人権とともに他者の人権を守るための行動力の育成をめざして、研修や学校訪問等を通じて教職員の理解を深めるとともに、自他の人権を尊重するロールモデルとしての教職員の姿を子どもたちに示すことなどにより、日常的に高い人権意識が浸透した教育環境づくりを推進します。
- すべての教育活動において、こども基本法の理念を踏まえた具体的な実践を積み重ねることで、子どもたち一人ひとりに権利の主体としての自覚を促すとともに、自他の生命と尊厳を守る積極的な態度や行動力を育む人権教育を推進します。
- 身近なことから、歴史的・国際的な人権侵害、デジタル社会における新たな形の差別に至るまで、様々な人権課題とその解決について、子どもたちが学び、考え、日常生活に活用することで、幸福な共生社会をつくりだすための行動につながる人権教育と人権学習を推進します。

¹⁸ こども基本法の理念とは、すべての子どもについて、基本的な人権が守られること、平等に教育が受けられること、意見を言える機会が確保されること、その意見が尊重されることなど、こども施策の実施に当たっての考え方のこと。

(11) 道徳教育の推進

[現状と課題]

- 道徳教育では、学校の教育活動全体を通して、子どもたちが主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う必要があります。
- 子どもたち一人ひとりが高い倫理観をもち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培うことが大切です。
- 互いに尊重し協働しながら社会を形成していく上で必要となる礼儀や、規範意識、思いやりの心などを育むためには、市町村との連携のもと、幼児教育施設や学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 本県では、上記などの道徳性を育み、他者を意識した行動の表れを「ふるまい」と総称し、乳幼児から大人まで「しまねのふるまい」を定着させる取組を進めています。

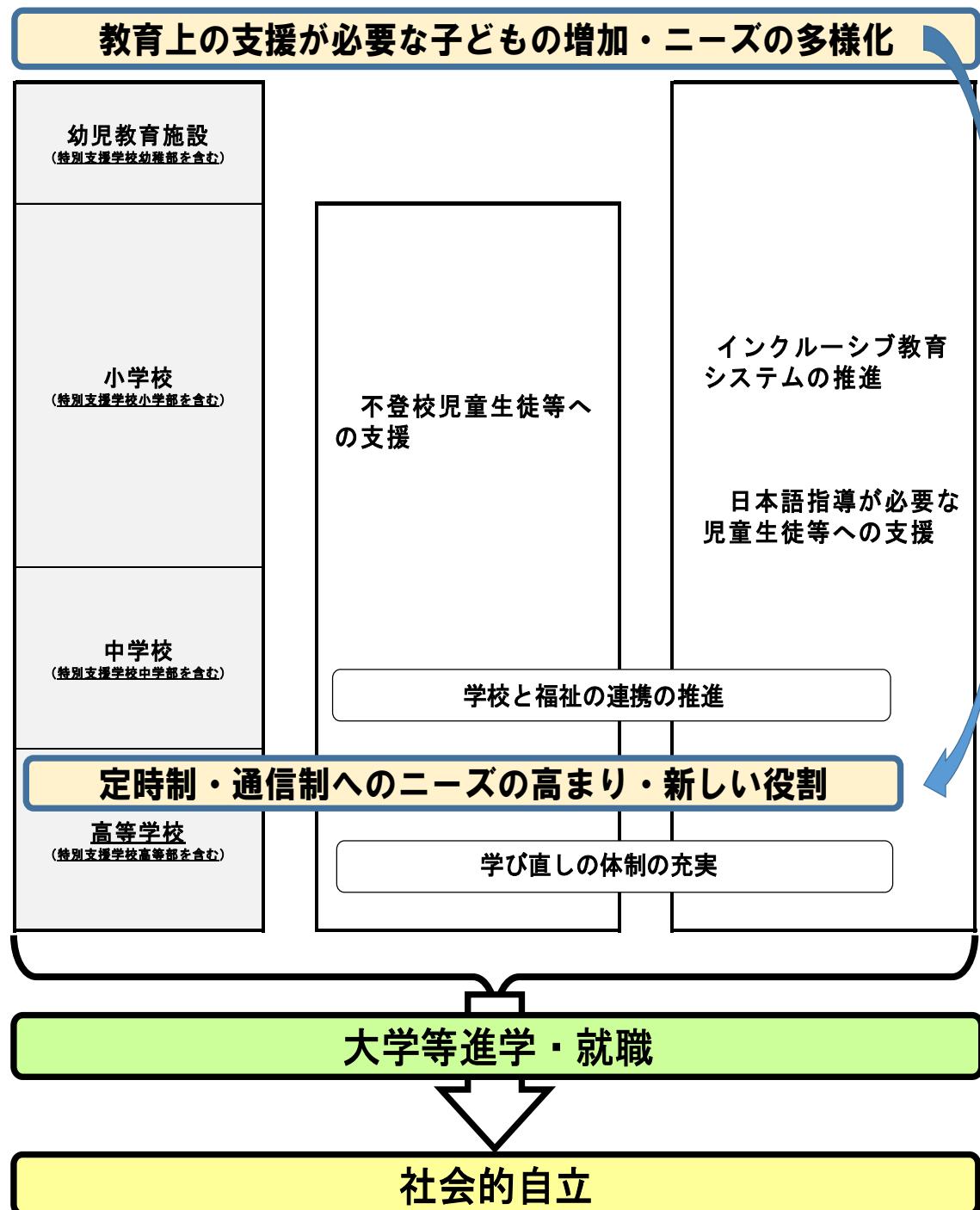
[今後の方向性]

- 小学校、中学校での「特別の教科 道徳」の計画的、発展的な実施や、高等学校における道徳教育推進教師¹⁹を中心とした、学校教育全体を通じた道徳教育を推進します。
- よりよい社会の形成に主体的に参画する意識が高まるよう、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験などの体験活動を通して「しまねのふるまい」の推進に取り組みます。
- ふるまいの定着に向け、「ふるまい推進員²⁰」の派遣により幼児教育施設、小学校における幼児児童、保護者や保育者等への研修を支援します。

¹⁹ 道徳教育推進教師とは、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師のこと。

²⁰ ふるまい推進員とは、「しまねのふるまい」の向上や定着を目指した研修を支援する指導者のこと。

2 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障



(1) インクルーシブ教育システムの推進

[現状と課題]

- 特別な支援が必要な子どもたちは年々増加しており、障がいも多様化しています。また、幼児教育施設や小学校、中学校、高等学校の通常の学級においても、発達障がいのある子どもやその可能性のある子どもが増加しています。
- 特別支援学校だけでなく、特別支援学級や通級による指導など、「多様な学びの場」における教育環境の充実が求められており、全ての教職員等が特別支援教育に対する理解を深め、適切に対応することが重要です。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行ってきましたが、さらに教員の指導力を高め、個々の実態に応じた効果的な指導を進めていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもたちが自立し社会参加していくためには、障がいの早期発見・早期支援が重要ですが、障がいに対する理解や関係機関との連携が不十分なために、支援が遅れるといった現状があります。
- 就学前から社会参加までの一貫した支援が必要ですが、情報共有や引継ぎが不十分なために支援につながらなかつたり、途切れたりする事例が見受けられます。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶとともに、障がいのある子どもが地域活動等に参加し、社会の一員として豊かに生きることができる共生社会の実現に向け、障がいやインクルーシブ教育システム²¹に関する理解をさらに進めていく必要があります。

[今後の方向性]

- 特別な支援が必要な子どもたちが、「多様な学びの場」で適切な指導と必要な支援を受けて、その個性と能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、市町村や関係機関と連携した教育を推進します。
- すべての教職員等が、特別支援教育に対する理解を深めることができるように、専門的、体系的な研修を実施するとともに、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制の充実を図ります。
- 特別支援教育のセンター的機能²²を担う特別支援学校の担当教員や教育事務所の特別支援教育支援専任教員²³により、幼児教育施設や小中学校、高等学校への巡回相談など、必要な助言・指導を行います。

²¹ インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのこと。

²² 特別支援教育のセンター的機能とは、地域の幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校からの要請に応じて障がいのある子どもに関する巡回教育相談などを行う特別支援学校が担う役割のこと。

²³ 特別支援教育支援専任教員とは、小中学校の教員が抱える特別な支援を要する児童生徒の学習指導や学級経営等の課題の迅速な解決を図るために各教育事務所に1名配置されている相談業務を担う教員のこと。

- 小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを実現するため、市町村教育委員会や各学校のLD（学習障がい）のある児童生徒への指導・支援に対する研修や助言指導を実施します。
- 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズ、障がいの状態や特性に応じた適切な指導を行うため、非常勤講師の配置等により支援体制の充実を図ります。
- 早期からの支援をより充実させるため、市町村、医療、保健、福祉などの関係機関が連携した相談支援体制づくりを地域の実情に応じて進めるとともに、保護者や支援者に対して相談窓口の周知を図ります。
- 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、関係機関が共有し、支援を引き継ぐことができるよう、個別の教育支援計画²⁴の更なる活用を図ります。
- 特別支援学校において、体験的な学習や遠隔授業などにICTを活用し、障がいの状態や特性に応じた効果的な学習を推進します。
- 特別支援学校高等部において、合同学習等により生徒の就業に向けた意欲や職業スキルの向上を図るとともに、企業等との連携により生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着のための支援を行います。
- 特別支援学校と地域の学校等との交流や、特別支援学校の子どもたちの地域活動やスポーツ文化活動などへの参加を通して、障がいのない子どもたちや地域に対し、障がいや障がい児・者への理解促進を図ります。
- 令和12年に開催を予定している全国障害者スポーツ大会が、特別支援学校の子どもたちのスポーツに対する興味・関心の高まりや、スポーツを通じた地域とのつながり、社会への参加・貢献意欲につながるよう、スポーツに親しむ機会を確保します。

²⁴ 個別の教育支援計画とは、障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した教育的支援を行うために作成する計画のこと。

(2) 不登校児童生徒等への支援

[現状と課題]

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いています。「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日施行)を踏まえたいじめの積極的な認知により、いじめの認知件数も増加傾向にあります。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月策定)においては、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することや、学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもたちが自らの進路を主体的に考えられるように支援することなどが明記されています。
- 県教育委員会による「不登校に関するアンケート調査」(令和6年3月)の結果によると、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、人間関係に起因するものが多い傾向にあります。
- 近年の社会環境の変化に伴い、子どもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校は子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、関係機関からの助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進するとともに、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制を整備し、子どもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう、相談窓口の充実を図っています。
- いわゆるフリースクールをはじめとした民間機関と、学校や教育関係機関との相互理解に基づく連携・協働を推進することを目的として、フリースクール等連絡協議会を設置しました（令和6年10月）。

[今後の方向性]

- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、子どもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点を持つことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図ります。

- 不登校児童生徒の社会的自立への支援を行う公的機関である教育支援センター²⁵について、設置する市町村に対する支援を行うとともに、設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行います。
- 学校の空き教室や図書室などを活用した不登校児童生徒の校内での居場所の提供や支援員の配置に取り組む市町村を支援します。
- 子どもたちの多様な学びの場の選択肢のひとつであるフリースクールなど、民間機関との連携により、多様な学習活動の実情を把握するなど、学校や児童生徒への情報提供を行います。
- 高等学校において、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障のため、通信教育の支援を行う配信拠点センターを構築します。

²⁵ 教育支援センターとは、市町村教育委員会が設置する、主に不登校児童生徒に対して、「学校に登校する」という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うための機関のこと。

(3) 学校と福祉の連携の推進

[現状と課題]

- 子どもたちを取り巻く環境は複雑化・多様化してきており、例えば不登校の背景に生活困窮や発達上の課題、友人関係の悩み等、様々な実態があります。
- 令和6年度「島根県子どもの生活に関する実態調査」によると、生活困難層²⁶に該当する世帯の割合が小学校5年生で39.4%（5年前30.1%）、中学校2年生で42.7%（同32.5%）と、5年前に実施した調査と比較して増加している現状があります。
- これまで学校においては、家庭への支援として各種奨学金や就学援助制度を周知する等の取組を行ってきましたが、近年では学校だけでは対応が難しい事例が多く、社会福祉の視点からの支援の必要性が高まっています。
- 子どもたち一人ひとりの学びを保障するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む全ての教職員が連携して子どもたちを支えるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働した支援の充実が求められています。

[今後の方向性]

- 島根県社会福祉士会等との連携による教職員研修や学校への巡回訪問により、教職員の社会福祉に対する理解を深めるとともに、学校と社会福祉の関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの更なる活用を図ります。
- 教職員の気づきが早期の連携につながり、効果的な支援が速やかに実現できるよう、「学校・福祉連携のための手引」（令和6年3月）などを活用するとともに、「気づく・つなぐ・支える」ためのスクールソーシャルワーカーや学校・福祉連携推進教員²⁷を含めた校内の組織体制の充実を図ります。
- 教職員が子どもたちの困難さに速やかに気づくことができるよう、また、子どもたちが自らの困難さを大人に相談したり助けを求めたりできるよう、日常的に子どもが意見を表す権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障する教育環境を実現するために、研修等を通じてこども基本法の理解と実践を推進します。
- 地域における子どもの居場所の選択肢を増やすため、教育と社会福祉の両面から支援が必要な子どもたちを対象に学習支援を行う市町村の取組を支援します。

²⁶ 生活困難層とは、「島根県子どもの生活に関する実態調査」において、3つの要素（低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如）の2つ以上の要素に該当する「生活困窮層」といはずれか1つの要素に該当する「周辺層」を合わせた分類のこと。

²⁷ 学校・福祉連携推進教員とは、島根県内の県立学校4校に配置され、管内の県立学校等からの相談を受け、学校と福祉の連携を推進する教員のこと。

(4) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援

[現状と課題]

- 県内の小学校、中学校では、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、幼児教育施設においても、日本語指導が必要な幼児や海外から帰国した幼児が在籍しています。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導はもとより、生活面の指導や個別の教科学習への支援など、多岐にわたる支援が必要です。
- 高等学校などへの進学を希望している生徒の中には、学習言語としての日本語の習得が十分でないなどの理由により、進学を断念せざるを得ないケースがあります。
- 県立学校に入学する日本語指導が必要な生徒も増加しており、卒業時の進路実現に向けた支援体制の充実を図る必要があります。
- 県道高校定時制課程においては、令和3年度から日本語指導の重点受入校として、「日本語理解」や「社会生活基礎」の科目を設定することなどにより、生徒の社会的自立のための支援を行っています。

[今後の方向性]

- 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るため、日本語指導員等の配置や初期集中指導教室²⁸の設置等、市町村が行う日本語指導や体制整備等を支援します。
- 幼稚期については、支援事例などを情報収集、展開することなどにより、子どもたち一人ひとりに応じた支援を行います。
- 小学校、中学校における日本語指導の一層の充実のため、子どもたち一人ひとりの状況に応じた「特別の教育課程」を編成する市町村を支援します。
- 県立学校において、高校入学者選抜における特別措置²⁹を実施するとともに、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者に対し文書翻訳や通訳等により支援します。
- 宍道高校において、日本語指導を担当する教員等の配置により、日本語指導が必要な生徒への教育と、卒業後の進路実現に向けた支援の充実を図ります。

²⁸ 初期集中指導教室とは、学校生活を送る上で必要な最低限の初期日本語の習得や学校生活に向けた事前指導など行う教室のこと。設置する市町村によって、名称は様々である。

²⁹ 高校入学者選抜における特別措置とは、検査教科の一部免除、受験時間の延長、検査問題の漢字へのルビ振りなどのこと。

(5) 学び直しの体制の充実

[現状と課題]

- 高等学校の定時制・通信制課程では、中学校から進学してきた生徒、他の高等学校から転学してきた生徒、学び直しのために編入した生徒など多様な生徒が学んでいます。また、進学や就労に向けて高等学校卒業資格の取得を目指す生徒のほか、科目履修生³⁰など自己の教養を高めようと学ぶ生徒が在籍するという特徴もあります。
- これらの課程は、働きながら学ぶ勤労青少年の学びの場だけでなく、生活リズムや興味・関心など生徒一人ひとりのスタイルに合った学びの場となっており、近年では、集団での学びに馴染めない生徒や、日本語指導など少人数指導が必要な生徒等、教育上の支援が必要な生徒も増加傾向にあります。

[今後の方向性]

- 生徒の興味・関心や能力、適性など、一人ひとりの成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要となる一般的教養や専門的な知識及び技能を身に付けた、地域や社会の担い手を育成します。
- 宍道高校において、学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実や、学びに向かう意欲を喚起する魅力ある教育内容、日々の教育相談や将来を見通した進路指導など、多様な教育機会を提供します。
- 宍道高校定時制課程午前部において、少人数指導や日本語指導など、きめ細かな指導や支援を行うために必要な体制や環境を整備します。

³⁰ 科目履修生とは、高等学校の卒業資格取得を目的とせず、自分の興味関心に応じて一部の科目の学習をする者のこと。

3 地域との協働による学びの充実

(1) 地域との連携・協働の推進

[現状と課題]

- 地域や学校と良好な関係をつくりながら地域学校協働活動³¹を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働活動推進員³²や、コーディネート機能を有する公民館等が大変重要な存在となっています。
- 高校と地域住民や地元企業などをつなぐ人材は、高校における探究的な学びの質の向上を図る上で重要となっています。
- 教職員、保護者、市町村、大学、地元企業、地域住民など多様な主体が参画して、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制である高校魅力化コンソーシアムが、全ての県立高校に構築されましたが、その活動内容がよりよい教育活動とよりよい地域を創ることにつながるよう、さらに活動の充実を図る必要があります。

[今後の方向性]

- 学校運営協議会³³で議論された、目指す子どもの姿や地域の姿が地域学校協働活動で具現化されるよう、地域総掛かりで子どもの成長を支える活動を支援します。
- 学校と地域をつなぐコーディネート機能の充実を図るため、コーディネーター等の更なる人材育成に向けた研修などを市町村等と連携して実施します。
- 高校魅力化コンソーシアムの活動が、各高校や地域の特色を活かした生徒の学びの充実や地域の活性化につながるよう、伴走等を通じて支援するとともに、高校生と教職員を対象とした高校魅力化アンケートの有効活用により、学校運営の基本方針であるグランドデザイン³⁴の実現を図ります。

³¹ 地域学校協働活動とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

³² 地域学校協働活動推進員とは、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するために活動するコーディネートの役割を担う者のこと。

³³ 学校運営協議会とは、委員である保護者代表や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する協議会のこと。

³⁴ グランドデザインとは、各高校が自校の目指す学校像や育成したい生徒像、特色ある教育課程及び求める生徒像等を示した基本構想のこと。

(2) 地域を担う人づくり

[現状と課題]

- 地域の活性化を図るためにには、Uターン・Iターン者や外国人、関係人口などを含め地域に関わる様々な人々が課題を共有し、協働することが必要であり、地域の人々には、多様性を受け入れてお互いを認め合い、よりよい関係をつくることが求められます。
- 子どもや若者が地域社会の一員として活躍することに期待が高まっていますが、子どもが地域で活動する機会や、就職や進学を機に県外へ出た若者が地元に関わり、貢献できるきっかけや場はできつつあるものの、その範囲は限定的となっています。
- 公民館等を核として地域づくりを担うリーダーの人材確保や育成が十分でないことや、主体的に地域づくりに向かう地域住民が高齢化、固定化している状況があります。
- 県内の産業は、人口減少に伴う市場の縮小や働き手の不足、エネルギー・原材料価格の高騰などの厳しい経営環境にあるため、生産性向上と競争力強化等につながる先進的な知識及び技能をもつ、地域や産業界を支える人材の育成が求められています。

[今後の方向性]

- 「しまね社会教育師認証制度³⁵」「しまね社会教育サポーター登録制度³⁶」(令和6年11月創設)によるネットワークの構築や学びの場の創出などにより地域のリーダーとなる人づくりを推進します。
- 公民館等が実施する、子どもや若者が主体的に地域活動に参画し、地域とつながり続けることができる取組を支援します。
- 人づくりの拠点となる公民館等の機能強化や活動の充実を支援します。
- ふるさと教育等を通して、地域への愛着や誇り、貢献意欲を育むとともに、教科等の学びを深め、子どもたちの実行力を育成します。
- 高等学校では、大学や企業と連携した探究的な学びや、将来を見据えたキャリア教育を行うことにより、地域や産業界を支える人材育成を推進します。特に、専門高校（専門科系総合学科高校を含む）においては、地域のニーズに応じた即戦力となる人材の育成にも取り組みます。

³⁵ しまね社会教育師認証制度とは、社会教育に取り組む社会教育主事有資格者をしまね社会教育師として認証し、島根県の社旗教育人材の活躍の活性化や意識づけ、ネットワークの構築を進めるとともに、社会教育機能を活かしながらしまねを創る人づくりを目的とする制度のこと。

³⁶ しまね社会教育サポーター登録制度とは、社会教育活動に取り組む地域住民をしまね社会教育サポーターとして登録し、しまね社会教育師認証者とのネットワークの構築を進めながら、社会教育機能を活かしたしまねを創る人づくりを推進するとともに、社会教育人材の裾野を広げることを目的とする制度のこと。

(3) 社会教育における学びの充実

[現状と課題]

- 人口減少や高齢化など多様な課題が顕在化する中、地域社会においては住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。
- 住民主体の取組を進めるためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であり、取組を牽引するコーディネート能力、ファシリテート能力、マネジメント能力などを有した社会教育の専門的人材が必要となります。
- 高等教育機関等と連携して社会教育主事講習を開催し、社会教育士³⁷を養成するための機会を確保しており、安定的に養成しています。一方で、社会教育士の活動内容や専門性が理解されておらず、その役割が十分に活かされていない場合もあります。
- 公民館等を拠点とした地域住民による活動に関わる子どもが増え、それを支える体制や環境を整える地域も見られますが、その取組には地域差があります。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題が増加していることから、安心して暮らせる社会の実現のために、一人ひとりの人権意識をさらに高めていく必要があります。
- 文化芸術は人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、子どもたちの教育においても重要です。

[今後の方向性]

- 社会教育士の活動内容や成果についての理解促進を図るため、高等教育機関等と連携した情報発信を行うとともに、社会教育士の知識・技術の向上に努め、地域課題解決に取り組む社会教育士等の養成・育成を図ります。
- 「しまね社会教育師認証制度」「しまね社会教育サポーター登録制度」(令和6年11月創設)により、社会教育人材の育成を推進するとともに、ネットワークの充実を図ります。
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者を育成するとともに、社会教育の振興や生涯学習の推進を図る市町村等への支援や、情報提供や相談対応等の取組を推進します。
- 地域づくりを担う人づくりの基盤となる市町村等の社会教育基盤強化を図るため、社会教育に関わる人材のスキルアップに取り組む市町村等を支援するとともに、取組の成果等を展開します。

³⁷ 社会教育士とは、令和2年度以降の社会教育主事講習の修了者が「社会教育士（講習）」、社会教育主事養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる称号のこと。社会教育士には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。

- 様々な人権課題に対して、関係機関と連携しながら、幅広い年代に対する学習機会の充実を図ります。
- 児童生徒の文化・芸術活動に対する顕彰制度等により、青少年の文化活動の推進を図るとともに、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供します。

「しまね社会教育師認証制度」と「しまね社会教育センター登録制度」の詳細は、以下のとおり。

この指とまれ! しまねの社会教育人材 認証・登録制度



ふたつの制度!

- ①しまね社会教育師認証制度
- ②しまね社会教育センター登録制度

島根県教育委員会は、今後ますます社会教育人材が活躍することを期待し、しまね社会教育師認証制度、しまね社会教育センター登録制度の運用を開始します。
積極的にご参加いただき、しまねの社会教育と一緒に盛り上げていきましょう!

①しまね社会教育師認証制度

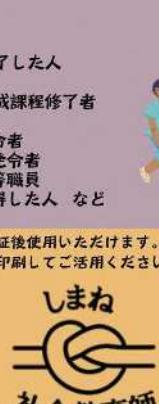
[期待される役割]

- ・活動の場において、社会教育的な視点を持ちながら、「師」が意味する「教え」、「尊く」役割を期待します

[対象となる人]

- ・社会教育主事有資格者
- ・社会教育主事講習を修了した人（新旧制度問わない）
- ・大学の社会教育主事養成課程修了者（例）
- ・現在社会教育主事の発令者
- ・過去、社会教育主事の発令者
- ・講習を修了した公民館等職員
- ・社会教育士の称号を取得した人 など

ロゴ 認証後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください!



ご縁の国しまねの社会教育導き人

登録 二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください
※認証制度は社会教育主事講習の終了を証明する書類が必要です



②しまね社会教育センター登録制度

[期待される役割]

- ・社会教育的な視点を持ちながら、地域の中で人々と活動を「紡ぐ」役割を期待します

[対象となる人]

- ・島根県において社会教育のノウハウやスキルを生かして人づくりや 地域づくりに関わっている人
- ・しまねの社会教育事業や活動に関わっている人、これから関わりたいと思っている人（例）
- ・社会教育委員、コーディネーター
- ・公民館、コミセン、まちセン職員
- ・親子ファシリテーター など

ロゴ 登録後使用いただけます。名刺などに印刷してご活用ください!



ご縁の国しまねの社会教育紡き人

登録 二次元コードを読み取り、必要事項を記入して申請してください



(4) 家庭教育支援の推進

[現状と課題]

- 家庭教育は、子どもたちが基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、他者への思いやりや善惡の判断などの基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担っています。また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 核家族化が進むなど、家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、地域社会のつながりが希薄になり、親をはじめとする保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減ったり、悩みを気軽に相談できる人がいなかったりすることなどから、地域における保護者への支援の必要性が大きくなってきています。
- 本県では、家庭教育を支援するツールのひとつとして、保護者としての役割や子どもとの関わり方についての気づきを促す「親学プログラム」、わが子だけでなく、“ よその子・よその親・学校・地域等との関係性 ” も考える「親学プログラム2」を作成し、参加型研修等により県内全域でその普及に努めてきましたが、支援が必要な家庭に必ずしも行き届いていない、あるいは参加者が固定化しているといった課題が見られます。

[今後の方向性]

- 幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等やP T A等と連携した「親学プログラム³⁸」、「親学プログラム2³⁹」の活用により、子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、保護者の学びの場やつながりづくりの場の充実を図ります。
- 市町村や社会教育施設と連携しながら、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開します。
- 「親学プログラム」を進行する親学ファシリテーターや、保護者に関わる活動に参加してきた地域住民が「親学プログラム」にとどまらず、新たな家庭教育支援の取組に向かうことができるよう、市町村の取組に対して支援するとともに好事例を展開します。

³⁸ 親学プログラムとは、わが子との関係性の中で子育てに関する気づきを促し、親同士のつながりづくりを目的としたプログラムのこと。

³⁹ 親学プログラム2とは、わが子だけでなく、よその子・よその親・学校・地域との関係性も考えるなど、家庭外や地域社会における気づきによる学びや親同士のつながりづくり、地域全体で家庭教育を支援するネットワークづくりを目的としたプログラムのこと。

(5) 体験活動の充実

[現状と課題]

- 子どもたちの好奇心や規範意識の高まり、コミュニケーション力等の形成のためには、自然体験や異年齢の友だちとの遊び、地域活動等の体験が重要です。
- 様々な体験を重ねていくことは、子どもたちが地域社会とのつながりを深めるとともに自己肯定感を高めます。こうした体験は、探究的な学びに活かされ、子どもたちが社会の中で自立していくための力につながります。
- 生活環境の変化や家族形態の多様化などにより、子どもたちが置かれている状況は様々であり、体験活動の機会が得られずに、その個性や能力を十分に伸ばすことができない状況も考えられることから、すべての子どもたちが学びを深めることができる環境づくりが求められています。

[今後の方向性]

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、幼児期から発達の段階に応じた多様な自然体験活動や集団宿泊体験の充実を図り、実施方法や周知を工夫するとともに、国立三瓶青少年交流の家の利用を促進し、すべての子どもたちが体験活動を経験する機会を確保します。
- 子どもたちにとって身近な場所で体験活動ができるよう、公民館や関係団体等に対し、活動の場の創出や好事例の横展開への支援、体験プログラム作成等に関する指導助言等を行います。

4 教育の基盤となる環境の整備と充実

(1) 学びを支える指導体制の充実

[現状と課題]

- 近年、公立学校の教員配置において年度当初から欠員が生じる状況が起きており、教員採用試験の受験者数も減少しています。その根本的な原因は教員志望者数の減少であると考えられます。
- 学校と保護者の信頼関係のもと、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎学力の定着や、個性や能力を活かした教育の充実を図る必要があります。
- いわゆる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」など環境が大きく変化する学年段階の子どもたちに対して、きめ細かく支援する必要があります。
- いじめや不登校等、不安や悩みを誰にも相談できずにいる子どもたちに対しては、周囲の大人が子どもたちのSOSに気付き、組織的な対応を行ったり、関係機関等と積極的に連携して対応したりするなど、きめ細かな対応が必要です。

[今後の方向性]

- 高校生を対象に教職の魅力を伝える「教員志望セミナー」の開催や、大学1、2年生を対象とした学校体験・実習の実施、県外の大学との連携、「しまねの先生ナビ⁴⁰」を活用した教員の魅力発信等により、教員志望者の裾野拡大の取組を推進します。
- 教員採用試験の実施時期の早期化や年度途中での特別選考試験の実施等、教員確保に向けた直接的な取組と、働き方改革及び若手教員へのサポート強化等をあわせて推進します。
- 教員が子どもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、組織的にきめ細かな指導が実現できるよう、少人数学級編制を実施するとともに、非常勤講師やサポート人材を配置します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の効果的な活用により、組織的な支援体制の充実を図ります。

⁴⁰ しまねの先生ナビとは、教員という仕事のやりがい・魅力を発信することを目的とした島根県教員採用情報提供サイトのこと



(2) 教職員の人材育成

[現状と課題]

- 教職員には、探究心を持って新しい知識及び技能を学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や、複雑化・多様化する様々な教育課題に対応できる専門性を高めることが求められています。
- 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する状況において、個々の教職員の指導力を高めていくだけでなく、多様な専門性をもつ人材と効果的に連携・協力し、チームの一員として組織的・協働的に対応する力が一層必要となっています。そのためには、管理職だけでなく、全ての教職員が学校マネジメントを理解し、その重要性を意識しながら教育を実践していく必要があります。
- 本県では、どの校種においてもミドルリーダーとしての経験を有する中堅層の教員（40歳前後）が少なく、経験豊富で知見があるベテラン層の教員（50歳以上）が多いなど、教員の年齢構成に偏りがあります。このため、若手を指導できる力量を持った中堅層の教員を育成するとともに、ベテラン層の中から、学校の運営・指導体制の構築に積極的に参画する教員を育成することが大きな課題となっています。

[今後の方向性]

- 全ての教職員に対し、「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針」（令和6年4月改定）や「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針」（令和6年2月改定）の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統的かつ一貫性のある人材育成を推進します。
- 教職員が探究心を持って学び続け、子どもたちの主体的な学びを支援する指導力や様々な教育課題に対応できる専門性を高めることができるよう、教職員研修の内容や研修方法の工夫・改善を図ります。
- 採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長・教頭、校長まで、教職員に段階的に実施する学校マネジメント研修の一層の充実を図ります。
- 「学校管理職等育成プログラム」（令和6年3月改定）を踏まえた、学校マネジメントを中心とした研修の実施により、管理職等の育成を推進します。

(3) 働き方改革の推進

[現状と課題]

- 社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の長時間勤務の是正及び、ワーク・ライフ・バランスの適正化を図ることにより教育の質の向上等を図るため、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定しました。
- 業務改善事例集や各学校の取組事例の広報、働き方改革リーダー教員の養成や、多様な働き方に向けた実践研究などの業務改善のための研修等により教職員の意識改革に取り組むとともに、スクール・サポート・スタッフ⁴¹、スクールロイヤー等の外部人材の活用や、環境整備等の外部委託を推進しています。
- 本県の状況は以下のとおりであり、「教職員の働き方改革プラン」で掲げる3つの数値目標（※）は一部未達成です。
 - ・ 時間外勤務の月平均は34.6時間、年415時間（令和5年度）
 - ・ 年次有給休暇の年5日以上取得は93.2%、取得日数は13.6日（令和5年）
 - ・ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合は58.8%（令和5年度）
- ※ 働き方改革の数値目標
 - (1) 時間外勤務の上限の目安 月45時間（年360時間以内）
 - (2) 年次有給休暇の取得日数 全教職員が年5日以上、全校種の平均13日以上
 - (3) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合 90%以上
- 令和5年12月に県教育長と全ての市町村教育長が保護者や地域住民をはじめ広く県民に対して、「共同メッセージ」を発出しました。

[今後の方向性]

- 個々の学校の実態をきめ細かに把握するとともに、教員にしかできない業務、教員でなくてもできる業務の精査など、学校が担う業務の適正化や平準化の取組を推進することにより、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保します。
- 県立高校においては、入学者選抜におけるインターネットを活用した出願システムの導入やデジタル採点システムの活用などにより、教職員の負担軽減を図ります。
- 部活動における地域人材や、教頭マネジメント支援員など、外部サポート人材の更なる活用に取り組むとともに、年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進など多様な働き方を検討・推進します。

⁴¹ スクール・サポート・スタッフとは、小学校、中学校において、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、事務作業等の業務支援を行う支援員のこと。

- 学校及び教員が担う業務の3分類、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」や「共同メッセージ⁴²」の内容を広く県民に広報、啓発することで、保護者や地域に理解と協力を求めていきます。

⁴² 共同メッセージとは、令和5年12月22日、県及び全19市町村の教育長が、保護者・地域の皆様にお願いしたいことを具体的にまとめ、「共同メッセージ」として採択し、発表したこと。

島根県内教育長 共同メッセージ — 保護者・地域の皆さんへ —

言葉もかぎ、言葉かみ、
そこからもの。

教職員の「働き方改革」に ご理解・ご協力をお願いいたします。



教職員には、豊かな人間性や使命感、教育的愛情といった資質を胸に抱き、子どもたちのために全力を尽くす責任があります。そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見ると、改善途上にあるものの、今なお長時間の時間外勤務が発生しており、若手の中途退職も増えています。さらに、小学校を中心に、配置すべき数の教職員を確保できない事態も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を開拓するとともに、生まれ出した時間を使って、前の授業を踏まえた次の授業の準備やプリント等の添削、個別の学習支援、教育相談など、子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合える環境をつくりたいと思っています。

このため、県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組みますので、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)

| | | |
|--|--|--|
|  <p>学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内にお願いします。</p> <p>教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時頃から午後5時頃までです。なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間に行なうことがあります。</p> |  <p>登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。</p> <p>子どもたちの安全な登下校のため、引き続き、皆さまのご力をお願いします。また、校外生活についても、ご家庭でのご指導をお願いします。</p> |  <p>地域・学校の連携を推進するためにも、学校へ参加を求める会合・行事のうち可能なものについては、平日・勤務時間内の開催もご検討ください。</p> <p>学校によっては、学校が開催する会合についても、参加者誰もが参加しやすい時間・方法の工夫を進めます。</p> |
|--|--|--|

島根県教育委員会教育長 大田市教育委員会教育長 松江市教育委員会教育長 沼田市教育委員会教育長 中云市教育委員会教育長 益田市教育委員会教育長
 大田市教育委員会教育長 奥来市教育委員会教育長 川本町教育委員会教育長 芦田町教育委員会教育長 宇云市教育委員会教育長 奥出云町教育委員会教育長
 間瀬町教育委員会教育長 川木町教育委員会教育長 海一町教育委員会教育長 芦南町教育委員会教育長 和田町教育委員会教育長 津和野町教育委員会教育長
 古賀町教育委員会教育長 海一町教育委員会教育長 海一町教育委員会教育長 西ノ庄町教育委員会教育長 和田町教育委員会教育長 鳥取市教育委員会教育長
 令和5年12月22日 共同メッセージ 於・島根県民会館

お問い合わせ:島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671

(4) 学校危機管理体制の充実

[現状と課題]

- 地震、豪雨などの自然災害、記録的な猛暑による熱中症などの厳しい気象条件による被害、集団で歩道を歩行中の交通事故といった子どもたちの安全を脅かす事件・事故などの危機管理事案が全国で発生しています。
- 様々な危機に対して適切かつ迅速な対応ができるよう、「学校危機管理の手引」を随時改訂し、県立学校や市町村教育委員会へ周知しています。また、学校においても、この手引を踏まえた危機管理マニュアルを作成し、緊急時の連絡体制強化のほか、迅速な連絡手段を確保するなど、危機管理体制の整備に取り組んでいます。
- 学校においては、危機管理マニュアルに基づいて、事故発生の未然防止に努めるほか、事故等が発生した場合は迅速かつ適切な対応を図るとともに、事故等を教訓とした再発防止に向けた取組が必要です。
- 大きな事件、事故、災害等により、児童生徒や教職員に強いストレスによる心の健康問題が生じることがあるため、日頃からきめ細かな健康観察等を実施し、事故等が発生した場合には、心身の健康状態の変化を的確に把握できるようにしておく必要があります。

[今後の方向性]

- 様々な危機管理事案が発生することを想定して「学校危機管理の手引」の点検や見直しを行うとともに、学校においては、外部の専門家を招いての実地訓練の実施、警察や消防、医療機関などの関係機関と連携することによる危機管理体制の充実を図ります。
- 子どもたちや保護者が安全点検に参加することなどにより、身近な生活における安全行動の能力の向上に向けた取組を推進します。
- 通学路等における、学校・警察・地域等との連携による危険箇所の把握や、交通安全の取組を推進します。
- 校内における相談体制の充実を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら児童生徒や教職員の心のケアに努めます。

(5) 学校施設の環境改善の推進

[現状と課題]

- 建築後 30 年以上経過した学校施設が増えてきたことによる老朽化対策等に加えて、トイレ洋式化やエアコン設置などの環境改善が必要となっています。また、照明器具のLED化など、脱炭素化社会の実現に貢献する環境に配慮した施設整備を推進していく必要があります。
- 小中学校では、統廃合の検討などのために校舎等の耐震化工事に着手できず、管内の学校の耐震化率が 100%に達していない市町村があります。
- 在籍者が増加する県立学校において、教室不足・狭あい化への対応や、多様化する生徒の特性等に対応した施設整備を進めていく必要があります。
- 江津地域の子どもたちにとって望ましい教育環境を将来にわたって維持できるよう、令和 10 年度を目指として県立高校を新たに設置することとしています。

[今後の方向性]

- 小中学校において、耐震化などの防災対策や特別教室等へのエアコン設置などの必要な整備が推進されるよう、補助要件の緩和等の財政支援の充実について、国への要望を行うなど市町村の取組を支援します。
- 県立学校において、老朽化した施設の改修に加え、トイレ洋式化や特別教室等へのエアコン設置、照明器具のLED化などの環境改善を、優先度を判断しながら計画的に実施します。
- 浜田養護学校について、校舎の老朽化や狭あい化の解消、実習施設の充実に向けた施設整備を実施します。
- 宍道高校について、教室不足の解消や多様な学びへの対応のための施設整備を実施します。
- 江津地域の県立高校の設置に向け、新設校開校準備委員会における議論等を踏まえた校舎や寄宿舎の施設整備を実施します。

(6) 部活動の地域連携・地域移行

[現状と課題]

- 部活動は、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技術等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学びに向かう意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育成するなどの教育的意義を有しています。
- ほとんどの地域が中山間地域や離島である本県では、少子化による部員数の減少により学校単独での大会参加が困難なことや、教員の負担、指導者の確保など多くの課題があります。これまででは、教員の献身的な勤務のもとで部活動の指導や運営が行われてきましたが、教員の実務的・精神的負担は大きく、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきています。
- 国から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）が示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、公立中学校の部活動の段階的な地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされるなど、部活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

[今後の方向性]

- 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、部活動における教員の負担を軽減するために地域人材の活用を進め、「部活動指導員⁴³」、「地域連携指導員⁴⁴」、「地域指導者⁴⁵」を県立学校へ配置するとともに、公立中学校に配置する市町村を支援します。
- 「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」（令和7年3月策定予定）に基づいて、具体的な検討や取組を実施する市町村を支援します。

⁴³ 部活動指導員とは、部活動の顧問の役割を担い、単独で技術指導や大会等への引率を行う者のこと。

⁴⁴ 地域連携指導員とは、単独で技術指導を行い、大会等の引率は部活動の顧問と協力して行う者のこと（単独での引率も可能）。

⁴⁵ 地域指導者とは、部活動の顧問とともに技術指導を行う者のこと（引率業務は行わない）。

(7) 図書館サービスの充実

[現状と課題]

- 県立図書館には、従来からの資料の貸出しやレファレンス等の読書支援、調査・研究支援に加えて、様々な地域の課題解決に役立つ情報提供など、多様化する県民ニーズに対応する情報の拠点となることが求められています。
- 現在では、県内すべての市町村に図書館等が整備されていますが、蔵書数などは市町村によって差があるため、県立図書館には市町村立図書館等への図書の相互貸借や図書館職員の人材育成などの役割が求められています。

[今後の方向性]

- 市町村立図書館等と連携し、多様化する県民ニーズに対応した情報提供により、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実や、知的財産の拠点として調査・研究を支援します。
- 身近な場所で多くの図書に触れることができるよう、市町村立図書館等の図書の貸出支援や、図書館職員の人材育成支援などによる読書環境の整備を推進します。
- 読書ボランティアと連携した乳幼児期から本に親しむ環境づくりや、バリアフリー資料の整備等により、県民の読書機会の充実を図ります。

(8) 文化財の保存・継承と活用

[現状と課題]

- 本県には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群をはじめ、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」⁴⁶や出雲大社、松江城、石見銀山などの世界に誇りうる歴史文化遺産が数多くあり、その価値や魅力を、広く情報発信することが必要です。
- 歴史文化遺産を次世代に継承していくための保存修理や技術の伝承、後継者の育成とともに、それらを活用し学びを深め、県民の郷土に対する愛着と誇りの醸成を図ることが必要です。

[今後の方向性]

- 歴史・文化への興味・関心や学びに向かう意欲が高まるよう、体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や県内外での講演会開催・オンライン配信などにより発信します。
- 文化財の指定等により保護を図り、所有者等による保存修理や伝統文化の継承活動を支援するとともに、地域の文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、学校での学びや地域住民による利活用を促進します。
- 令和9年に発見500年・世界遺産登録20周年を迎える石見銀山について、大田市等と連携した魅力化や持続化の取組を推進します。

⁴⁶ 全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」

奈良時代に諸国で編纂された風土記はいずれも原本は残っておらず、5カ国（常陸・出雲・播磨・豊後・肥前）の風土記のみ写本で伝えられている。このうち全体が残るのは『出雲国風土記』のみである。

(9) 私立学校への支援（総務部総務課）

[現状と課題]

- 建学の精神と独自の教育方針の下、公教育の一翼を担う私立学校の教育環境・教育水準の維持向上や、私立学校ならではの特色ある教育活動を展開するため、私立学校に対する支援が必要です。
- 少子化の影響により、多くの学校において入学生の確保が課題となっていきます。
- 子どもたちの修学の継続や、教育環境・教育水準の維持向上には、保護者負担の軽減のための支援が必要です。

[今後の方向性]

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのための経常費助成などを支援します。
- 私立高等学校や専修学校の経営健全化を確保するために、学校自らが行う魅力的な教育環境の整備や生徒確保の取組に対して支援します。
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための取組に対して支援します。

(諮問文)

島教総第959号

島根県総合教育審議会

会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方について、別紙の理由を添えて諮問します。

令和6年3月18日

島根県教育委員会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「しまね教育魅力化ビジョン」を策定し、この中で示した島根県の教育が目指すべき姿に基づいて、本県の教育を推進してきました。

「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」という基本理念には、ふるさと教育などを通して、島根での学びを自らの原点に持ち、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこに住んでいても、地域の人々と関わりを持って、地域の発展を支えていく心豊かな人を育てたいとの想いを込めています。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、度重なる自然災害、国際情勢の不安定化、人口減少、少子・高齢化など、将来の予測が困難な時代に対応していくため、また、個人のみならず、地域や社会も幸せや豊かさを感じられる未来となるよう、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとした、第4期教育振興基本計画が昨年6月に閣議決定されました。

さらに、昨年12月には、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を目指すこととされたところです。

本県においても、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、基礎学力の低下、大量退職などに伴う教員不足など、教育を取り巻く環境は大きく変化するとともに、課題が複雑化しています。

こうした中、本県教育の基本理念や施策の方向性を次期計画にまとめ、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

そのため、次期計画の根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

(答申文)

島根県教育委員会様

今後を見通した島根県の教育の在り方について（答申）

本審議会は、令和6年3月18日付けで、島根県教育委員会から今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問されました。

慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

令和6年9月20日

島根県総合教育審議会
会長 肥後 功一

国連は2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットからなる取組（SDGs）を掲げ、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、人類の平和と協調を推進しようとしている。わが国も含め、加盟各国が努力を続けているところであるが、その一方、前回、島根県総合教育審議会が現行の教育ビジョン策定のために答申を出して（2020年1月）以降、世界ではいくつもの紛争や対立が生じ、その長期化も懸念されている。またこの5年間には、新型コロナウィルスのパンデミック、世界各地における大規模な森林火災や洪水など地球温暖化の深刻化を示す現象の増加など、われわれは地球規模で進行する厄災を経験し、まさに未知の課題に直面する中で国を超えた人類としての叡智が試されている。また高度な性能を備えたロボットや人工知能の開発、無線操縦で飛行する小型無人機（ドローン）の実用化、治療法のなかつた病気に対する新薬の開発、ChatGPTなどの生成AIの登場と日常化、無人運転車や空飛ぶ車の開発など、各分野の技術革新も著しく、これから時代を生きていく子どもたちの仕事を想像することさえ難しいような状況が生じている。

こうした奔流の中に子どもは生まれ、あっという間の教育期間を過ごし、そして18年後には成人として未来の社会を担うこととなる。もちろん人生100年時代といわれる長寿社会においては、教育期間も長期化し、生涯学び続ける力が求められることになろう。しかしそれでもやはり、幼児教育に始まり初等・中等教育へと続く人格形成期の学校教育の時代が、子どものその後の人生にとって、特別な意味を伴って重要であることに変わりはない。

島根県総合教育審議会（以下、審議会という）は、令和6年3月18日付で島根県教育委員会より、今後を見通した島根県の教育の在り方について諮問を受け、以来、上述のような現在、近未来の教育の動向や、島根県が進めてきた教育の特質を踏まえ、6回に及ぶ議論を重ねてきた。この答申においては審議の結果を総括し、3つの基本目標（及び、学校の姿）、3つの育成したい資質・能力（及び、大切にしたい教育環境）を提示するとともに、新たな項目として「教職員の資質・能力が発達し發揮される環境の整備」を設け、今後およそ5年を目途として島根県の教育がめざすべき姿を示した。

本答申が次期しまね教育ビジョンの策定に役立てられることを願う。

島根県総合教育審議会委員名簿

任期：令和5年8月9日～令和7年8月8日

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|--------|------------------------------------|-----|
| 宇谷 留美 | 元 出雲養護学校 P T A会長 | |
| 大野 貴代美 | 島根県高等学校 P T A連合会 副会長 | |
| 小川 静香 | 元 日の丸保育所所長 | |
| 香川 奈緒美 | 島根大学 教育学部 准教授 | |
| 川中 淳子 | 島根県立大学 人間文化学部 教授 | 副会長 |
| 坂手 洋介 | 島根県 P T A連合会 会長 | |
| 谷本 祐一郎 | 株式会社ベネッセコーポレーション 教育情報センター センター長 | |
| 野津 浩一 | 隠岐の島町教育委員会教育長 | |
| 肥後 功一 | 島根大学 名誉教授 | 会長 |
| 前田 幸二 | 島根日日新聞松江支局 論説委員 | |

(敬称略、五十音順)

島根県総合教育審議会における審議等の経過概要

| 開催日 | 会議の主な内容 |
|-----------|---|
| 令和6年3月18日 | <p>1 「今後を見通した島根県の教育の在り方について」を諮問 2 現行ビジョンの概要と主な施策の成果等 3 島根県の教育における令和6年度の主な取組 4 諮問事項に係る意見交換</p> |
| 5月13日 | 県教育委員会が取り組んでいる教育の姿を議論 |
| 6月11日 | <p>1 関係者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県社会教育委員 大地本 由佳 氏 ・ 島根県臨床心理士・公認心理師協会会长 和田 葉子 氏 ・ 島根県社会福祉士会理事（副会長） 太田 桂子 氏 ・ 島根県放課後児童支援スーパーバイザー 江角 千絵 氏 <p>2 答申に関する意見交換</p> |
| 7月8日 | <p>1 関係者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県市町村教育委員会連合会会長 杉谷 学 氏（出雲市教育委員会教育長） ・ 島根県都市教育長会会长 藤原 亮彦 氏（松江市教育委員会教育長） ・ 島根県町村教育長会会长 宇山 廣繁 氏（川本町教育委員会教育長） ・ 島根県都市教育長会副会長 岡田 泰宏 氏（浜田市教育委員会教育長） <p>2 答申に盛り込む項目の検討</p> |
| 8月8日 | 答申(案)の審議 |
| 9月17日 | 答申の審議 |
| 9月20日 | 「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申 |

江津地域の新設校開校準備委員会「I期中間まとめ」について

1 新設校開校準備委員会について

(1) 目的

- 新設校の開校準備に関する業務を適切に行うために設置 (R6. 2. 27)

(2) 検討事項

- ① 新設校の学校運営の基本方針に関すること
- ② 新設校への円滑な移行に関すること
- ③ 新設校の開校に必要な調査及び情報収集に関すること
- ④ 新設校の施設及び設備等に関すること
- ⑤ 関係機関との連絡調整に関すること

(3) 構成

① 本会議構成員

- 学校関係：江津高校及び江津工業高校の校長、事務長、教頭、主幹教諭
- 教育庁：総務課長、教育施設課長、学校企画課長、教育指導課長、保健体育課長、社会教育課長
- 事務局：県立学校改革推進室長
- オブザーバー：江津市、江津市教育委員会、島根職業能力開発短期大学校、島根県立大学、GO▶GOTSUコンソーシアム、両校学校運営協議会

② 開校プロジェクトチーム構成員

- 江津高校、江津工業高校の教職員のうち、それぞれの校長が選任した者。
ただし、必要に応じて両校教職員から適宜加えることができる。
(両校の教頭は、開校プロジェクトチームの会務を総括し、本会議との連絡調整にあたる)
- オブザーバー：GO▶GOTSUコンソーシアム

2 令和10年度開校とした場合のスケジュール（目安）

| 年度 | R 5 (2023) | R 6 (2024) | R 7 (2025) | R 8 (2026) | R 9 (2027) | R 10 (2028) |
|------------------------------|------------------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| I期 (教育内容、施設整備について検討) | | II期 (校内体制検討、施設整備) | | | | |
| 開校準備 学校 県教委事務局 | | | | | 生徒募集 入学者選抜 | |
| | 準備委員会設置・開校準備 | | | | | 開校 |
| | 施設整備の基本構想・基本設計、実施設計・工事 | | | | | |
| 関係機関との調整 | | | | | | |

3 江津地域の新設校開校準備委員会のI期検討スケジュール

| 回 | 日時 | 検討内容 |
|------------|------------|---|
| 第1回 (済) | 2月27日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討スケジュール ・ 準備委員会の構成 ・ 今後の協議内容 |
| 第2回 (済) | 4月24日 (水) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備委員会の構成 ・ I期検討スケジュール ・ スクールミッション ・ 新設校の組織編制 |
| 第3回 (済) | 6月27日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設校の組織編制 ・ スクールミッション ・ 学科・コース ・ 特色ある学び |
| 第4回 (済) | 8月28日 (水) | <ul style="list-style-type: none"> ・ I期中間まとめ (案) ・ 学科・コース ・ 特色ある学び ・ 地域連携 ・ 施設設備の整備 |
| 第5回 (済) | 10月21日 (月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ I期中間まとめ ・ 学科・コース ・ 特色ある学び ・ 地域連携 ・ 施設設備の整備 |
| 第6回 (済) | 12月18日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な統合に向けた教育活動 ・ 校名の在り方 ・ 検討スケジュール ・ 施設設備の整備 |
| 第7回 | 2月中旬 | <ul style="list-style-type: none"> ・ I期まとめ ・ II期検討スケジュール ・ II期プロジェクトチームの在り方 |

言
誰もが、言
誰かの、
そこからもの。

江津地域の新設校開校準備委員会

I期中間まとめ

令和6年12月24日

新設校開校準備委員会

令和5年12月決定の基本的な方針

- ① 江津地域の子どもたちの進路の選択肢の確保と、教育活動の充実を最優先に考え検討
- ② 江津高校と江津工業高校を統合し、1学年120人規模の新たな魅力ある高校を設置
- ③ 江津高校が築いてきた地域連携による進学を念頭において学びを継承
- ④ 江津工業高校の伝統を生かすとともに、県西部の工業教育へのニーズに対応できるよう、工業教育の更なる魅力化を検討
- ⑤ 学科名、コース名、教育の具体的な内容については、地域の意見を丁寧に聴取しながら検討
- ⑥ 地域や地元教育機関等と連携し、探究的な学びを生かした魅力ある教育を展開
- ⑦ 工業教育の実習施設・設備が必要であることから、新設校は江津工業高校の場所を念頭
- ⑧ 開校する時期は、教育課程の検討と、それを踏まえた施設整備のため、令和10年度前後を想定
- ⑨ 開校までの間、または開校後であっても、地域や社会のニーズを捉え、時代にあった魅力ある学びとなるよう柔軟に対応し、必要があれば方針等を見直す

1 設置場所

- 江津市江津町1477番地 (江津工業高校所在地)

2 開校及び閉校

(1) 新設校の開校

- 令和10年4月 (令和9年度実施の入学者選抜より募集開始)

(2) 新設校の設置

- 令和9年度中に設置 (県議会への条例案提出) 予定

(3) 新設校のイメージ

- 普通科系には「普通科」と「新しい普通科」、工業科には「機械・電気系」と「建築都市工学系」の学科を設置し、それぞれをくくり募集する。

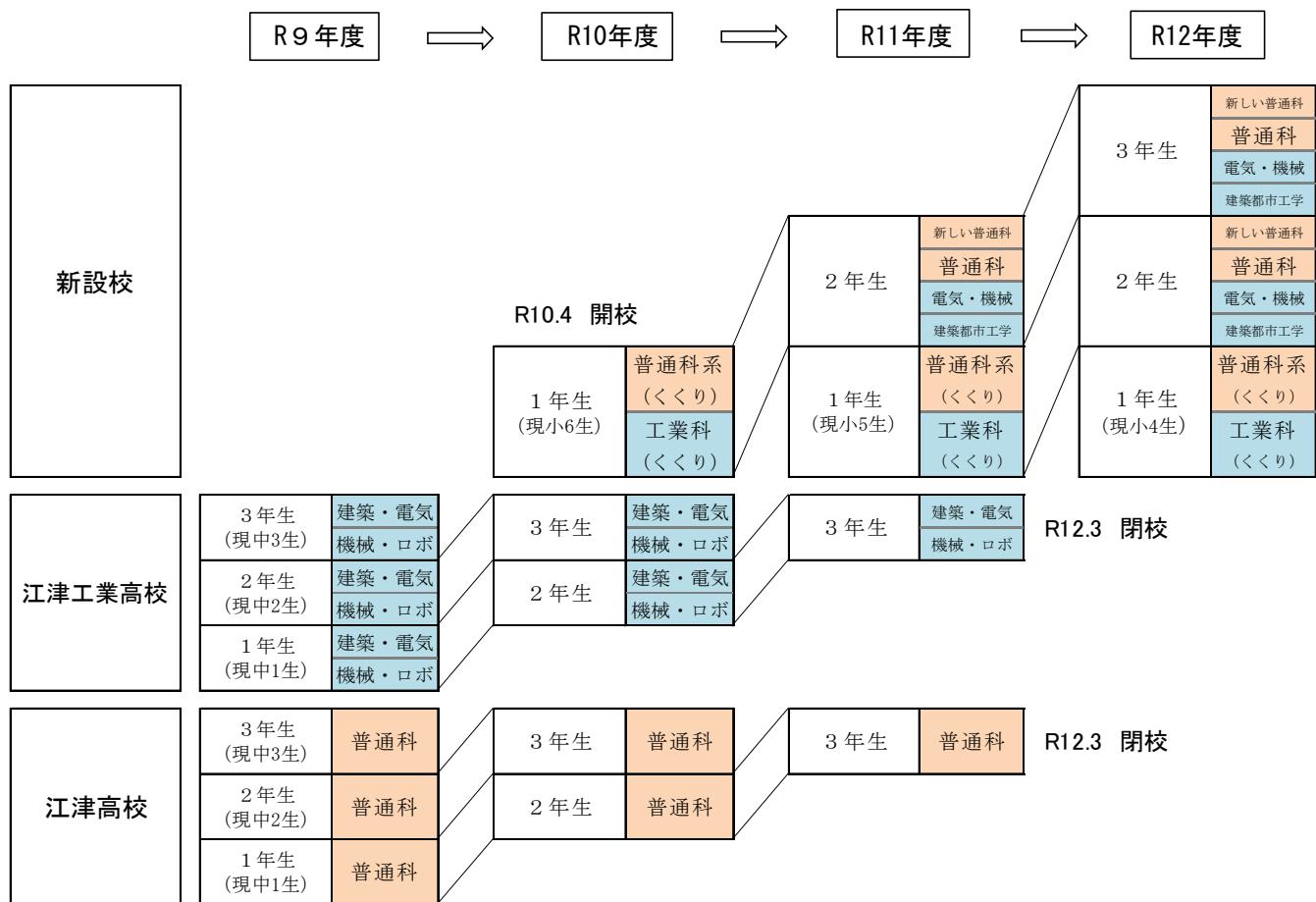
| 学科・コースの内容 (学科名・コース名は未定) | | 1学年当たりの学級数 |
|-------------------------|-----------------|---|
| 普通科系 | 普通科 | <ul style="list-style-type: none">文系・理系への進学看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学 2学級 (60) くくり募集 |
| | 地域と連携した「新しい普通科」 | <ul style="list-style-type: none">地域課題の探究からの学びを育てるための進学 4学級 (120) |
| 工業科 | 機械・電気系学科 | <ul style="list-style-type: none">機械コース電気コース ※ 大学等への進学にも対応 2学級 (60) くくり募集 |
| | 建築都市工学系学科 | <ul style="list-style-type: none">建築都市工学系の学び ※ 大学等への進学にも対応 |

(4) 江津高校・江津工業高校の募集停止

- 令和10年入学者選抜 (令和9年度実施) から募集停止
- 令和8年度及び9年度の入学生は卒業まで入学した学校で学習
- 令和10年度及び11年度は江津工業高校と新設校の生徒が同じ校地で学習、江津高校の生徒が江津工業高校及び新設校の生徒と共に様々な教育活動を行える体制を整える

〈参考〉 令和9～12年度の配置

※ カッコ内の現学年は令和6年度現在



3 学びの特色

(1) 普通科系の学び

- 普通科を1学級、地域と連携した学びのための「新しい普通科」を1学級設置する。「新しい普通科」の学科名は今後検討する。
- 普通科、「新しい普通科」とともに文系・理系への進学、地域が必要とする看護・栄養・保育などの資格職をめざす進学に対応し、「新しい普通科」には地域と連携した探究的な活動を実践する学校設定教科・科目を設置する。
- 1年次には共通した教育課程で学び、2年次から生徒が自らの適性や興味・関心に応じて普通科、または「新しい普通科」を選択できるようくくり募集とする。
- 工業科の学びや、工業科の生徒と協働した学びにより、幅広い視点から地域課題の探究や自らのキャリアを深める教育課程とする。
- これまでの県立大学との連携の実績を基に、さらに充実した地域探究活動を実現する。

(2) 工業科の学び

- ・ 機械、電気、建築の学びに加え、地域のニーズから都市工学系の学びを加える。
- ・ 機械・電気系の学科の中に機械コース、電気コースを設置する。建築都市工学系学科では建築の学びに加え、街づくりに必要な測量や設計などを学ぶ都市工学系の内容も加える。学科、コースの名称は引き続き検討する。
- ・ 1年次には工業について幅広く学び、2年次から生徒が自らの適性や興味・関心に応じてコースを選択できるようくくり募集とする。
- ・ 普通科の探究活動と連携した課題研究により、地域課題を通じた工業の専門的、実践的な学びを実現する。
- ・ 島根大学材料エネルギー学部等、4年制大学や短大・専門学校への進学を希望する生徒にも対応した教育課程とする。
- ・ 島根職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ島根）の総合制作と新設校の工業科における課題研究との連携や、必要な実習設備の相互使用などの連携した学びを実現するための検討を引き続き行う。
- ・ より高度な資格取得のための学びを工夫する。
- ・ 引き続き地元産業界等と連携とした工業教育を進める。

(3) 両科に共通した学び

- ・ 柔軟な授業の選択が可能となるように単位制の導入について検討する。
- ・ 江津市、江津市教育委員会等と江津市内県立学校3校を含むGO▶GOTUコンソーシアムで、地域と連携した学びを構想する。

4 教育活動の特色

(1) 学校行事

- ・ 普通科系と工業科が併置されている特色を生かした、地域に開かれた学園祭等の学校行事を計画。

(2) 部活動

- ・ 江津高校・江津工業高校の特色を引き継ぎ、男女ハンドボール、水球、ボート部の強化を進める。
- ・ 石見神楽など地域の伝統や文化を生かした地域に貢献できる部活動や、工業の専門性を生かしたモノづくりのできる部活動の設置を検討する。

(3) 円滑な統合に向けた教育活動

- ・ 新設校設置までの期間においても、両校での行事の合同開催や、部員不足の部活動における合同チームの結成、合同練習などの取組を積極的に行う。

5 施設・設備の構想

(1) 安心・安全な教育環境の整備

- ・ 不足する女子トイレや女子更衣室等の基本的な環境を整備する。
- ・ 老朽化した校舎、屋内運動場及び実習棟の整備を検討する。

(2) 特色ある学びに必要な施設・設備

- ・ 普通科、地域と連携した「新しい普通科」、工業科の学びを実現するための学習環境を整備する。
- ・ 新たな都市工学系の学びに対応するための設備を整備する。
- ・ 普通科系の学び、工業科の学びが両立できるよう図書館や教科教室等の整備を検討する。

(3) 住まい確保

- ・ 普通科系、工業科ともに、県西部全体から入学を希望する生徒がいることが想定されることから、通学困難な生徒への住まい確保のため既存寄宿舎の整備について検討する。
- ・ 女子の受入れのための既存寄宿舎の整備について検討する。

県立高校魅力化ビジョン後半5年間の「具体的な取組」素案について

1 県立高校魅力化ビジョン後半5年間

12月総務委員会において報告した骨子（案）のとおり現行ビジョンの章立てを維持し、各項目については、次期上位計画との整合性などを考慮しながら、教育行政を取り巻く環境の変化、前半の取組の成果、達成状況等を反映するよう、後半の「具体的な取組」を検討

| 計画名 | 位置付け | 策定年 | 計画期間 | H31 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--------------|---------------------------------|-------|-----------------|-----|----|----|----|----|----|--------|----|----|-----|--------|
| 島根創生計画 | 県行政の最上位計画 | R2.3 | 5年 | | | | | | | 現行計画 | | | | 次期計画 |
| しまね教育魅力化ビジョン | 県教育振興基本計画 | R2.3 | 5年 | | | | | | | 現行ビジョン | | | | 次期ビジョン |
| 県立高校魅力化ビジョン | 「県立高等学校再編成基本計画」(H21～30)を前身とする計画 | H31.2 | 10年 ↓ 11年 | | | | | | | 当初ビジョン | | | | 後半 |

2 後半5年間の「具体的な取組」素案

別紙のとおり

3 これまでの経緯と今後のスケジュール

- 12月 議会総務委員会 県立高校魅力化ビジョンの骨子案を報告
- 1月 議会総務委員会 県立高校魅力化ビジョン後半「具体的な取組」素案を報告
- 3月 議会総務委員会 県立高校魅力化ビジョン後半（案）を報告

県立高校魅力化ビジョン 後半5年間の「具体的な取組」 素案

第1章 「生きる力」を育む魅力ある高校と地域づくりの推進

1 学校と地域の協働体制の充実

(1) 学校と地域との協働の推進

- ・ 学校運営方針を実現するため高校魅力化コンソーシアムが充実した取組を行うことができるよう支援
- ・ 社会とつながる学びを通じて、自ら課題を発見し解決に向かう人材を育成するため、各学校、地域の特色を生かした高校魅力化コンソーシアムの取組を支援

(2) 高校魅力化コンソーシアムの持続可能な運営

- ・ 事例収集、法人化を含めた体制の在り方の研究

(3) 卒業生とのつながりづくり

- ・ 探究活動や進路学習等において関わる機会の提供など、つながりづくりを推進

2 地域資源を活用した特色ある教育課程の推進

(1) 各高校における探究的な学びの推進

- ・ 教科学習や生徒の進路選択とのつながりを意識した探究的な学びの推進
- ・ ふるさと教育との有機的なつながりも含めた地域との連携、協働
- ・ オンライン等を活用した、大学・他地域と連携・協働による探究的な学びの推進と高校生同士が学びを共有する機会の確保
- ・ 主幹教諭や探究学習推進担当者を中心とした「総合的な探究の時間」等の探究学習に係る校内指導体制の充実

(2) 探究的な学びの更なる普及・充実に向けた支援

- ・ 「総合的な探究の時間ガイドブック」などの指導資料を活用した効果的な指導方法の研究や教材の開発支援
- ・ しまね探究フェスタなど学習成果の発表、共有の場の設定
- ・ 実践研究指定校などの先駆的な取組成果の普及

(3) 各高校におけるキャリア教育の更なる充実

- ・ 主体的に自己の在り方、生き方を決定する力を育む探究的な学びの推進
- ・ それぞれの高校や生徒の実態を踏まえた多様な体験学習の充実
- ・ 「キャリア・パスポート」の活用をより推進

(4) 高大連携の更なる推進

- ・大学進学への進路選択の拡大に向けた県内大学との連携推進
- ・探究心や学びに向かう力の育成にむけた協働による探究的な学びの充実
- ・連携強化に向けた高大連携推進員の配置
- ・探究的な学びの成果を評価し、大学での学びへ効果的に接続できるよう、県内大学との連携の在り方について、県内大学と検討

(5) 地域資源を活用した教育活動に関わる各主体間の役割最適化

- ・教職員、地域、コーディネート人材の役割の整理及び明確化による役割の理解と協働

(6) コーディネート人材の確保・育成

- ・大学や市町村などとの連携、協働
- ・社会教育士養成講座受講者への求人情報提供やコーディネート人材への研修の実施など人材確保、育成に取り組むとともに、ネットワーク化により人材間の有機的な結びつきを促進
- ・人材の配置や育成の在り方や処遇の改善に向けた方策、国への要望など手法の検討
- ・小中学校と地域、市町村部局と高校などの連携事例の収集、情報提供

3 多様な学びの保障

(1) 各高校における学習者が主体となる授業デザインを目指した授業改善の推進

- ・「自律的な学習者」を育むことを目指し、学習者主体の授業づくりを通して、学びに向かう力の育成に向けた取組の推進
- ・教育諸機関との連携や1人1台端末の活用などにより、授業内容と家庭学習を結び付ける取組の推進
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた協働学習アプリ等の活用

(2) 教員の指導力向上に向けた取組の推進

- ・様々な教育手法の授業実践研究を行う取組の継続を通じた教員の指導力向上
- ・教科指導充実のための非常勤講師の任用に係る継続的な検討

(3) これからの中高生を生きるために資質・能力の育成に向けた教育の充実

- ・理数系、デジタル系人材育成に向けた、これまでの取組の継続的な検証と改善および先駆的な取組の成果の普及
- ・国際性を備えた人材の育成に向けた、これまでの取組の継続的な検証と改善および海外先進校への教員の短期派遣や国際バカロレア認定校など国内の先駆的な事例研究による海外大学等への進学促進を見据えた教員の指導力向上
- ・各学校において留学や帰国・外国人生徒等の受け入れ体制の充実

- ・各学校において研修旅行での他校などとの交流や県内外の他の高等学校への単年留学の促進に向けた取組による多様な越境体験の機会の創出

(4) 小規模校等における多様な学びの保障に向けた取組の推進

- ・教員加配、特別免許状の交付や特別非常勤講師の任用及び配置の継続的な検討
- ・配信拠点センターからの遠隔授業など先駆的な取組の成果の共有と普及

(5) 地域における学びの場づくり

- ・子どもたちが主体的に、公民館等を中心とした地域活動に参画し、地域とつながる取組の支援

(6) 部活動の充実

- ・地域人材（部活動指導員など）を活用する学校への支援
- ・地域人材の幅広な確保及び段階的な養成の推進
- ・合同部活動等の取組の推進
- ・学校の指導体制や地域の協力体制に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動でのできる環境整備
- ・運動部活動においては、競技ごとに国スポーツ強化指定校を指定し、競技力の向上を推進

4 「学びの成果」の捉え方・示し方の開発と、学校評価の改善

(1) 各高校における観点別学習状況の評価を通じた指導方法の改善、生徒の学習意欲の向上

- ・生徒の幅広い資質や能力を評価する手法の開発
- ・形成的評価に基づく指導の在り方について継続的な研究と実践
- ・ループリック作成など客観性のある評価手法の開発と実践

(2) 「指導と評価の一体化」の推進に対する支援

- ・学びの状況の客観的な把握手法や各種の教育データの活用方法について研究
- ・主幹教諭や教務主任等を対象とした研修
- ・県内外の好事例の共有

(3) 実効性の高い学校評価の推進、地域への情報発信

- ・目指す学校像などに基づく評価項目設定により実効性の高い評価の推進
- ・積極的な情報発信による課題共有と意見の学校運営への反映

(4) 高校魅力化の取組に係る評価の効果的な活用の促進

- ・グランドデザインの評価指標としてアンケート結果を活用できるよう、研修を実施
- ・アンケート結果を活用した取組の事例収集、情報提供

5 「しまね留学」による県外からの生徒の受入れ

(1) 県外からの生徒の受入れ

- ・ 各高校と市町村等の協働による県外からの生徒の受入れの実施
- ・ 価値観を尊重する機会や、より質の高い教育を提供するため、国際交流関係機関等との連携による在外教育施設等からの生徒受入れの研究
- ・ 各学校のグランドデザインの丁寧な説明と高校所在地域の魅力や生活がイメージできる広報の工夫

(2) 県外からの生徒受入れ施設等を市町村等と連携して確保・整備

- ・ 寄宿舎に加え、市町村の交流、研修施設など地域資源を活用して確保、整備

第2章 生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進

1 「求める生徒像」の確立と入学者選抜方法の改善

(1) 各高校における特色選抜に係る新たな選抜方法の導入や出願要件に関する継続的な検証と改善

- ・多様な選抜枠の設定や特色ある検査方法の導入など各校独自の選抜方法の導入に向けた継続的な研究
- ・総合選抜及びスポーツ特別選抜の出願要件について、継続的な検証と改善

(2) 高校入学者選抜の在り方に係る継続的な検証と改善

- ・総合選抜の募集人員、一般選抜における個人調査報告書等と学力検査の比率等について継続的な検証と改善
- ・学力検査において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」を適切に評価できるものとなるよう継続的な検証と改善
- ・インターネット出願システムの導入など出願手続き全体の簡素化、デジタル化に向けた取組
- ・特別枠設定の在り方についての継続的な研究

2 特色ある学科・コースの設置による、主体的な学びの推進

(1) 普通科高校

① 各高校の実情や生徒の進路に対応した教育課程の編成、新たな学科・コースの設置や学校設定教科・科目の開設検討

- ・各高校の実情、生徒の進路等に対応した教育課程の編成を推進
- ・新たな学科・コースの設置や、学校設定教科・科目の開設の検討
- ・主幹教諭を中心とした学力向上等の取組を引き続き推進

② 単位制の導入検討

- ・多様な選択科目を開設できる単位制の導入検討

③ 新たな魅力ある取組の研究

- ・コンソーシアム等を通じた高校間連携や共同課題研究などの取組について研究

(2) 専門高校

① 地域や社会のニーズなど時代に応じた学科の設置や教育課程の編成を検討

- ・社会が求める人材や学びの研究を進め、新たな学科の設置や特色ある教育課程の編成について検討

② 施設・整備の更新・充実、専門科目担当教員の確保検討

- ・必要な施設・設備の更新・充実と専門科目担当教員の確保を検討

③ 先進的で高度な知識・技術の体験による専門的職業人の育成

- ・ 大学等との連携による高度な知識、技術の体験による専門的職業人の育成

④ 探究的な学びを通じた地域社会との関わり

- ・ 探究的な学びを通じ、地域に必要とされる人的、物的資源の気付きや問題解決力の養成
- ・ 進学を希望する生徒に対応した多様な科目開設とともに個別指導等を通じた理数系分野への興味・関心や学びへの意欲の喚起

⑤ 近隣高校との連携等による、新たな魅力ある取組の研究

- ・ コンソーシアム等を通じた近隣高校との連携等による新たな魅力ある取組についての研究

(3) 総合学科高校

① 教育課程を工夫し、新たな系列の設置等について研究

- ・ 社会や生徒のニーズに応じた教育課程の工夫と新たな系列の設置等の研究

(4) 定時制・通信制高校（課程）

① きめ細かな教育活動の推進及びキャリア教育の充実

- ・ ニーズに対応した多様な学習スタイルを可能とするきめ細かな教育活動を推進
- ・ 一般的教養や専門的な知識及び技能を身に付けるとともに、キャリア教育の充実により、地域社会の一員として貢献できる人材の育成
- ・ 少人数や個別指導、通級による指導を充実させるための環境整備

② 新たな学校設定教科・科目の開設など教育課程を研究

- ・ 日本語指導や学び直しを支える場としてのニーズを踏まえた教育課程の研究

③ 通信制高校の添削指導におけるデジタル教材の活用に向けた研究

- ・ 端末を用いた添削指導の方法の研究

④ 通信制高校の面接指導における双方向の遠隔授業、オンデマンド教材などメディアを利用した教育の研究、対話的・協働的な学びの推進

- ・ 生徒の学習意欲を喚起する指導方法や教材開発を研究
- ・ 面接指導におけるペアワークやグループ学習などを取り入れながら、生徒一人ひとりの学びを深める指導を工夫
- ・ 「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現に向けた協働学習アプリ等の活用

(5) 中高一貫教育校

① 校種間のよりよい連携の在り方の検討

- ・ 成果や課題などについて、研修会などにおいて情報共有するとともに、コンソーシアム等において校種間のよりよい連携の在り方を検討

② 地域課題を解決できる人材の育成

- ・ 地域資源を活用した学びを展開することで、地域社会と積極的に関わり、地域課題を解決できる人材を育成

3 生徒の主体性が発揮される高校づくりの推進

(1) 各高校における実践的な主権者教育

- ・ 市町村選挙管理委員会と連携した講演、講義や模擬選挙の実施などの取組の推進

(2) 各高校における積極的な生徒会活動

- ・ 校則の見直し、ボランティア活動への参加、学園祭の運営などに関わる生徒の主体性・積極性を支援

(3) 各高校における生徒の学校運営への参画

- ・ 生徒の学校運営協議会やコンソーシアム等への参加を推進

4 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障

(1) 学びのセーフティネットの構築

① 各高校における生徒一人ひとりの実情に応じた柔軟な履修及び単位修得認定

- ・ 通信教育による学びや自宅等における遠隔授業の受講による学びを活かす取組等、実情に応じた柔軟な科目履修や単位修得認定について実践を重ね、継続的に改善
- ・ 高2留学等における科目履修の認定に関する学校間連携の在り方を研究

② 帰国・外国人生徒等への日本語指導の充実

- ・ 宍道高校における日本語指導の充実
- ・ 日本語指導教員の加配や日本語指導員の配置の継続的な検討と日本語指導ができる教員の採用、育成について研究
- ・ 学習活動や日常生活における支援等について、研修等を通じた情報共有
- ・ 各機関、団体と連携しながらの卒業後のキャリア支援などサポート体制の充実
- ・ 日本語コミュニケーションが困難な保護者への必要に応じた支援

③ 生徒一人ひとりの「学ぶ権利」を保障するための学校づくり

- ・ 校内の教室以外の場所での個別の対応やオンデマンド教材等を用いた学習方法や仕組みの研究
- ・ 心理や福祉の専門家と連携した学ぶ意欲を支える教育相談体制の充実
- ・ 教育相談員を配置し、個々の状況に応じた支援の充実

(2) インクルーシブ教育システムの推進

① 合理的配慮の更なる理解啓発

- ・ 各種研修において、合理的配慮の提供に係る内容の取り上げ

- ・合理的配慮アドバイザーの定期的な学校訪問、相談、指導助言
- ・「高等学校における合理的配慮事例集」の事例収集、追補版作成、周知

② 生徒個々の教育的ニーズに応じた個別最適な学びの実践

- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり
- ・障がい特性に応じたＩＣＴの効果的な活用

③ 通級による指導の更なる充実

- ・研修会などで通級の意義や指導内容などを引き続き周知
- ・体制づくりに向けた効果的な巡回指導の在り方や希望生徒増への対応の研究
- ・通級担当教員育成のための研修や個々のニーズに応じた事例検討や教材研究などの実践的研修機会の提供
- ・生徒の将来を見据えた関係機関との連携と各高校の圏域内のコーディネーター会等での実践モデルの共有と通級担当者と協働した実践の蓄積
- ・通級担当教員と他の教職員との指導目標や内容等の情報共有及び通級による指導と他の学習指導や学校生活全般における指導との連携した取組

④ 高校間及び中学校・高校間での連携強化

- ・高校間のネットワーク構築及びニーズに応じた研修
- ・個別の教育支援計画を活用した引継ぎや連絡会実施の推進

5 ICTを活用した授業改善の推進

(1) ICTを活用した情報活用能力の育成と教員の指導力向上

- ・情報活用能力の育成に向け、各種データの活用や生成AIの効果的な利用など先駆的な取組成果の普及
- ・研修におけるICT活用研修を引き続き実施
- ・県内外の好事例の収集及び共有
- ・GIGAスクール運営支援センターの継続設置等によるトラブル等への対応支援
- ・学校アセスメントなど各学校に対する支援及び伴走

(2) 各高校におけるICT活用教育の推進

- ・ICT活用推進リーダーやICT基盤管理担当者を中心としたICT活用教育推進体制を構築
- ・1人1台端末の活用を通じて、一人ひとりの学習意欲を喚起し、主体的な学びを支援する授業への転換
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた協働学習アプリ等の場面に応じた適切な活用

第3章 将来を見通した教育環境の整備

1 地域別の高校の在り方

(1) 県立高校の在り方について

① 地域における高校・学科の在り方や配置について検討し、適切な定員管理

- ・ 魅力化・特色化の取組や成果を踏まえ、中学校卒業者数や定員に対する志願者数、入学者数の状況等を注視し、高校・学科の在り方や配置を検討

(2) 松江、出雲地域

① 志願者数などの推移、入学者選抜制度改革を踏まえた適切な定員管理

- ・ 中学校等卒業者数や入学定員に対する志願者、入学者数の状況等を注視し、地域における高校、学科の在り方を検討

(3) その他地域（松江、出雲地域を除く地域）

① 地域と協働しながら魅力化・特色化を推進

- ・ 地域と協働しながら魅力化・特色化を図る。その際、教育課程の工夫やＩＣＴの活用等による県内外の高校との交流連携など教育環境の整備に努める。

② 新しい学科等の開設や単位制の導入について検討

- ・ 新しい学科等の開設や、多様な選択科目を設定できる単位制の導入を検討

(4) 江津地域の新設校の設置

① 新設校開校準備委員会での検討

- ・ 基本的な方針に基づき新設校開校に向けて検討

② 準備委員会の報告をもとに、生徒や地域にとって魅力的な高校の新設

- ・ 地域からの意見を踏まえた検討を行い、準備委員会の報告をもとに、地域の教育機関等と連携した魅力ある新設校の開校に向けた検討

2 教職員の働き方改革、教員の確保と育成

(1) 教職員の働き方改革

① 「教職員の働き方改革プラン」の推進及び業務改善

- ・ 教職員の勤務状況についてきめ細かな実態把握
- ・ 調査等の削減、簡素化や次期校務支援システム導入の検討等により、学校が担う業務等の削減、効率化
- ・ 取組事例の広報、多様な働き方に向けた実践研究、意識改革や業務改善に向けた研修等

② 外部人材の活用や外部委託の推進

- ・ 困難事案等について教職員を支える専門人材等の活用

- ・ 地域人材の活用及び外部委託の推進により、教職員の事務負担軽減等

(2) 教員の確保と育成

① 効果検証の上、主幹教諭の配置の継続的な検討

- ・ 主幹教諭について、効果検証の上、配置を継続的に検討

② 未開設教科・科目の解消に向けた教員加配の継続的な検討

- ・ 教科・科目の開設に向けた教員加配を継続的に検討

③ 特別免許状の交付による任用・配置や特別非常勤講師の任用・配置の継続的な検討

- ・ 特別免許状交付や特別非常勤講師の任用・配置を継続的に検討

④ 教科指導充実のための講師の任用・配置の継続的な検討

- ・ 教科指導充実のための講師の任用・配置を継続的に検討

⑤ 教員採用試験制度の更なる見直し、積極的な広報

- ・ 県外会場の設定や人物重視の試験内容への見直しなど日程、会場、試験内容の工夫

- ・ 県内大学の新卒者対象「島根創生特別枠」の拡充や、受験機会拡大のための制度（併願制度等）の拡充

- ・ Web 媒体を活用した、教職の魅力発信を含めた積極的な広報

⑥ 若手教職員の不安解消、意欲向上に向けた取組

- ・ 採用前研修の拡充

- ・ 県内大学と連携した「若手教員交流セミナー」の開催などサポート体制の強化

県立高校一人一台貸出端末の卒業後の無償譲渡について

1 現状

令和4年度入学生より導入している県立高校での生徒一人一台端末は、県が指定した端末を保護者が負担する形で整備

(1) 県の支援

| 支援策 | 対象者 | 支援内容 |
|--------------|--------|-------------------------------------|
| ① 生徒用端末購入費助成 | 全て | 端末価格の1/3 |
| ② タブレット奨学金制度 | 希望者 | ①を行ったうえで、保護者負担（2/3）に対し無利子奨学金による分割支払 |
| ③ 貸出端末の配備 | 低所得者世帯 | 県で整備した端末を貸与 |

※低所得者世帯：生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯、家計急変世帯

(2) 貸出端末の利用状況等

- 貸出用端末を利用している令和4年度入学生は、令和6年度末に卒業
- 令和3年度に貸出端末を文科省補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1,000台整備

(単位：台)

| 調達台数 | 内訳 | | |
|-------|-----------|-----------|------|
| | 令和4年度入学生分 | 令和5年度入学生分 | 予備機等 |
| 1,000 | 81 | 97 | 822 |

※令和4年度入学生分の内訳：全日制79台、定時制2台

2 対応

- 令和6年度以降、卒業の際に、貸出端末の譲渡を希望する生徒に貸出端末の無償譲渡を行う。（毎年1月に希望調査を実施）
- 譲渡を希望しない生徒分の貸出端末は、予備機とする。
- 令和4年度入学生分の令和6年度卒業生端末については、端末の処分制限期間（4年）に該当するため、譲渡希望者数の確定後、国費返還手続きを実施する。令和6年度卒業生端末を除く貸出端末については、処分制限期間を過ぎるため、国費返還手続きは不要。

3 影響比較

- 卒業時点での貸出端末の残存価格と処分費等は同額程度となる見込み
- 令和6年度のみ無償譲渡による経済的損失に加え、国費の返還が発生

(1) 令和6年度卒業生

| 項目 | 1台当たりの県への影響額※(円)(A) | 利用者数(人)(B) | 県への影響額(円)(A×B) |
|----------------------|---------------------|------------|----------------|
| 端末の生徒への譲渡 | △10,863 | 79 | △858,177 |
| 国費返還 | △10,863 | 79 | △858,177 |
| 小計 | △21,726 | | △1,716,354 |
| 令和7年度末において不要となる廃棄処分費 | 11,000 | 79 | 869,000 |
| 合計 | △10,726 | | △847,354 |

※1台当たりの県への影響額：耐用年数4年のうち、3年間使用した場合の端末の残存価格
(R7.3.31時点)

| 令和4年度貸出用端末の残存価格(円)(A×D) | 貸出用端末価格(円)(A) | 耐用年数(年)(B) | 経過年数(年)(C) | 残存率(%)((D(B-C)/B)) |
|-------------------------|---------------|------------|------------|--------------------|
| 10,863 | 43,450 | 4 | 3 | 25 |

(2) 令和7年度卒業生以降

| 項目 | 1台当たりの県への影響額(円) |
|------------|-----------------|
| 端末の生徒への譲渡 | △10,863 |
| 不要となる廃棄処分費 | 11,000 |
| 合計 | 137 |

4 参考

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（島根県条例第41号）【抜粋】

（物品の譲与又は減額譲与）

第8条 物品は、次に掲げる場合においては、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲与することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 物品又は工作物で公用又は公共用に供するため寄附を受けたものの用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (3) 県の事務又は事業の遂行上適当であると認めるとき。

令和7年3月高校卒業予定者の就職内定状況（12月）について
(県立、市立及び私立の全日制並びに県立の定時制)

1 就職内定状況の年度別推移

| 年度 | 卒業予定者数(人) | 就職希望者数(人) | | | 就職希望者の割合 | 就職内定者数(人) | | | 内定率 | 就職未内定者数(人) | | |
|-----|-----------|-----------|-----|-------|----------|-----------|-----|-------|-------|------------|----|----|
| | | 県内 | 県外 | 小計 | | 県内 | 県外 | 小計 | | 県内 | 県外 | 小計 |
| R 2 | 5,850 | 986 | 280 | 1,266 | 21.6% | 965 | 272 | 1,237 | 97.7% | 21 | 8 | 29 |
| R 3 | 5,596 | 909 | 238 | 1,147 | 20.5% | 866 | 220 | 1,086 | 94.7% | 43 | 18 | 61 |
| R 4 | 5,537 | 882 | 233 | 1,115 | 20.1% | 830 | 221 | 1,051 | 94.3% | 52 | 12 | 64 |
| R 5 | 5,271 | 885 | 192 | 1,077 | 20.4% | 847 | 182 | 1,029 | 95.5% | 38 | 10 | 48 |
| R 6 | 5,377 | 837 | 249 | 1,086 | 20.2% | 789 | 231 | 1,020 | 93.9% | 48 | 18 | 66 |

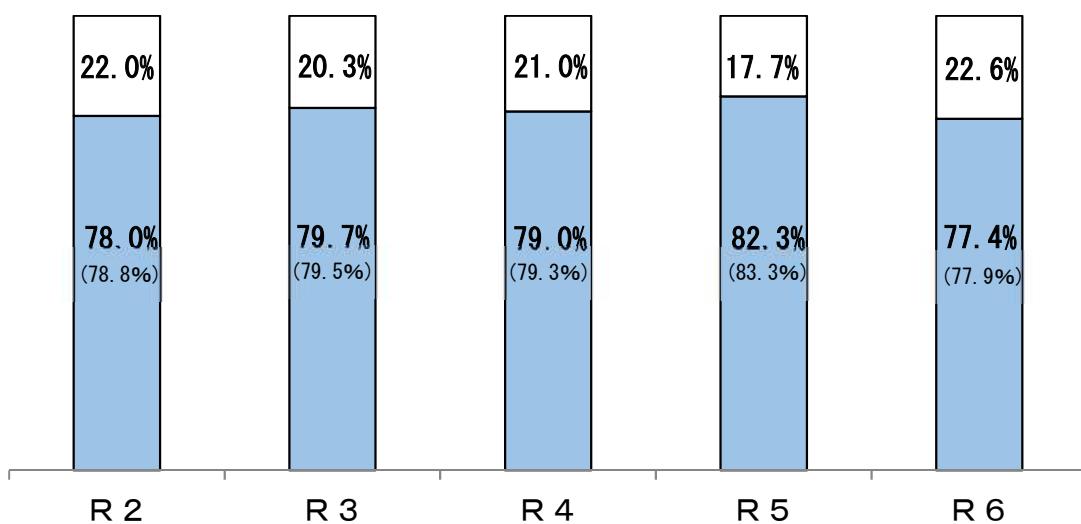
注1：令和2年度の数値は、1月末日現在

注2：令和3年度、4年度の数値は、12月末日現在

注3：令和5年度、6年度の数値は、12月25日現在

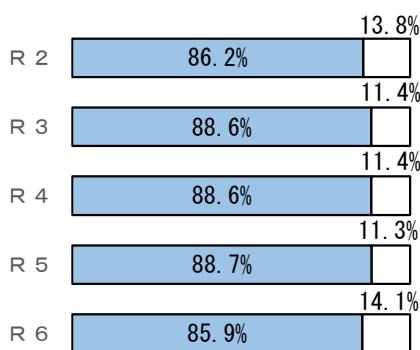
2 就職内定者の県内、県外の割合 (□ 県内 □ 県外)

()は県立高校における割合

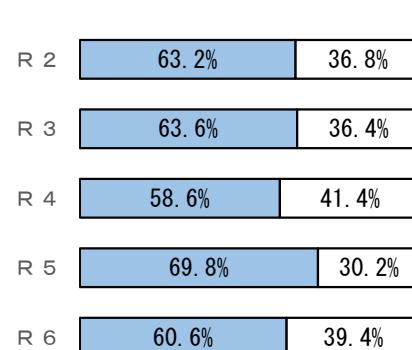


3 就職内定者の高校所在地別の県内、県外の割合 (□ 県内 □ 県外)

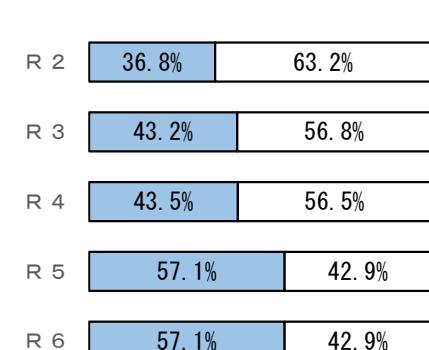
東部 (R 6 内定者 680 名)



西部 (R 6 内定者 312 名)



隠岐 (R 6 内定者 28 名)



中高生の全国スポーツ大会等での活躍について

1 高校生

| No. | 大会名 | 種目 | 選手・学校名 | 成績 |
|-----|--|------------|------------|-----------|
| 1 | 第77回全日本バレーボール高等学校選手権大会(1月5日～7日／東京) | 女子 | 安来高校 | ベスト8 |
| 2 | 第104回全国高校ラグビーフットボール大会(12月27日～1月7日／東大阪市) | 男子 | 石見智翠館高校 | ベスト8 |
| 3 | 第56回全国高等学校選抜ホッケー大会(12月21日～25日／岐阜) | 男子 | 横田高校 | ベスト8 |
| 4 | | 女子 | 横田高校 | ベスト8 |
| 5 | 第20回日本カヌースプリントジュニア・ジュニアユース小松大会(9月10日～15日／石川) | 男子K1 200m | 置名斗空 | 島根中央高校 優勝 |
| 6 | | 男子K1 500m | 置名斗空 | 島根中央高校 8位 |
| 7 | | 男子K1 1000m | 兒島生知 | 島根中央高校 優勝 |
| 8 | | 男子K1 3000m | 吉村颯人 | 島根中央高校 優勝 |
| 9 | | | 河野賢晃 | 島根中央高校 2位 |
| 10 | | | 河野文晃 | 島根中央高校 3位 |
| 11 | | 男子K4 500m | 島根中央高校 | |
| 12 | | 男子C1 200m | 椎名紀尊 | 島根中央高校 5位 |
| 13 | | | 谷地太陽 | 島根中央高校 7位 |
| 14 | | 男子C1 500m | 谷地太陽 | 島根中央高校 5位 |
| 15 | | | 椎名紀尊 | 島根中央高校 7位 |
| 16 | | 男子C1 1000m | 谷地太陽 | 島根中央高校 3位 |
| 17 | | | 宮原悠煌 | 出雲農林高校 4位 |
| 18 | | | 松嶋新太 | 出雲農林高校 8位 |
| 19 | | | 谷地太陽 | 島根中央高校 優勝 |
| 20 | | 男子C1 3000m | 宮原悠煌 | 出雲農林高校 3位 |
| 21 | | | 椎名紀尊・久保天明 | 島根中央高校 優勝 |
| 22 | | 男子C2 500m | 宮原悠煌・松嶋新太 | 出雲農林高校 7位 |
| 23 | | | 矢野来樹・飯島颯 | 出雲農林高校 8位 |
| 24 | | | 椎名紀尊・久保天明 | 島根中央高校 2位 |
| 25 | | 男子C2 1000m | 宮原悠煌・松嶋新太 | 出雲農林高校 3位 |
| 26 | | | 矢野来樹・飯島颯 | 出雲農林高校 4位 |
| 27 | | 女子K1 200m | 藤倉萌 | 島根中央高校 3位 |
| 28 | | | 松尾夏帆子 | 出雲農林高校 7位 |
| 29 | | 女子K1 500m | 藤倉萌 | 島根中央高校 5位 |
| 30 | | 女子K1 1000m | 藤倉萌 | 島根中央高校 5位 |
| 31 | | | 松尾夏帆子 | 出雲農林高校 6位 |
| 32 | | 女子K2 500m | 浦川千穂・竹部姫菜 | 島根中央高校 2位 |
| 33 | | 女子K2 1000m | 浦川千穂・竹部姫菜 | 島根中央高校 2位 |
| 34 | | | 多々納未来・糸賀にこ | 出雲農林高校 5位 |
| 35 | | 女子C1 200m | 植出乙倭 | 島根中央高校 2位 |
| 36 | | 女子C1 500m | 植出乙倭 | 島根中央高校 2位 |

2 中学生

| No. | 大会名 | 種目 | 選手・学校名 | 成績 |
|-----|---|----|--------|------|
| 1 | 第25回全日本中学生都道府県対抗11人制ホッケー選手権大会(11月9日～10日／福井) | 男子 | 島根県選抜 | ベスト8 |
| 2 | | 女子 | 島根県選抜 | ベスト8 |